

**令和元年度中小企業実態調査事業
（「経営者保証に関するガイドライン」活用状況調査）
調査報告書**

令和 2 年 3 月

株式会社帝国データバンク

調査実施概要

- 「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則として、平成26年2月より運用が開始されているものである。
- 中小企業向けの認知度調査の結果をみると、経営者保証の解除意向を持っている経営者が7割超にのぼるものの、解除申し出に至っていないケースが大半を占めている。また、円滑な事業承継のためには、新・旧経営者からの経営者保証の二重徴求の解消も課題となるなど、周知・普及、活用促進は途半ばの状況にある。
- こうした状況も踏まえて、本事業では中小企業・小規模事業者に対してアンケートやヒアリングによる調査を行い、ガイドラインの認知度や活用状況を把握・分析し、ガイドラインの一層の活用に向けた課題を整理することを目的とした。

調査対象	30,000社 全国の中小企業を対象に、経済センサスの都道府県別分布をベースに無作為抽出
調査期間	令和2年1月11日～令和2年1月31日
調査方法	調査票郵送によるアンケート、および回答企業に対するヒアリング調査
回答企業数	5,145社
回答率	17.2%

※回答はいずれかの質問に1つでも回答があった企業をカウント
※集計については、各設問の回答数を母数として算出

【参考】 調査対象企業の抽出方法

調査対象の中小企業30,000件は「平成26年経済センサス-基礎調査」の企業の都道府県別分布割合を用いて抽出した。

あわせて、弊社データベースより各都道府県の従業員数の分布を算出し、調査対象の事業規模による回答結果の偏りに注意した。

都道府県	従業員数							合計
	a_0~4人	b_5~9人	c_10~19人	d_20~29人	e_30~49人	f_50~99人	g_100~299人	
01_北海道	365	269	279	142	132	97	48	1,332
02_青森県	48	48	56	32	34	25	14	257
03_岩手県	40	43	52	32	33	28	14	242
04_宮城県	113	98	108	59	55	38	19	490
05_秋田県	41	36	44	28	29	23	13	214
06_山形県	45	42	56	37	35	30	16	261
07_福島県	93	84	106	61	57	52	20	473
08_茨城県	157	123	134	62	61	45	22	604
09_栃木県	121	100	118	52	52	38	25	506
10_群馬県	129	99	107	60	62	48	23	528
11_埼玉県	379	292	322	161	147	119	69	1,489
12_千葉県	322	224	229	111	110	74	41	1,111
13_東京都	1,162	827	833	443	490	431	301	4,487
14_神奈川県	538	373	363	196	193	155	89	1,907
15_新潟県	88	88	116	80	82	65	36	555
16_富山県	45	48	57	32	33	25	15	255
17_石川県	61	57	61	40	42	31	17	309
18_福井県	41	39	48	31	26	19	13	217
19_山梨県	56	44	44	21	20	18	8	211
20_長野県	147	110	113	63	64	47	30	574
21_岐阜県	117	95	110	60	59	49	27	517
22_静岡県	213	172	193	106	107	92	51	934
23_愛知県	432	328	369	196	222	179	116	1,842
24_三重県	92	69	81	40	40	32	18	372

(件)

都道府県	従業員数							合計
	a_0~4人	b_5~9人	c_10~19人	d_20~29人	e_30~49人	f_50~99人	g_100~299人	
25_滋賀県	59	47	52	24	28	23	14	247
26_京都府	153	117	119	65	62	48	27	591
27_大阪府	570	451	468	251	257	211	129	2,337
28_兵庫県	270	202	220	113	116	95	54	1,070
29_奈良県	57	41	39	19	20	16	8	200
30_和歌山県	35	36	39	26	22	17	8	183
31_鳥取県	22	25	27	17	16	13	8	128
32_島根県	31	29	33	17	19	18	11	158
33_岡山県	101	95	103	51	52	42	24	468
34_広島県	187	149	143	75	75	61	37	727
35_山口県	60	56	65	36	32	24	13	286
36_徳島県	43	33	38	22	29	18	10	193
37_香川県	60	43	58	35	33	27	17	273
38_愛媛県	67	66	69	39	43	33	18	335
39_高知県	32	30	36	18	15	13	8	152
40_福岡県	267	204	222	109	108	87	52	1,049
41_佐賀県	30	26	36	20	19	14	10	155
42_長崎県	60	53	58	31	28	21	11	262
43_熊本県	93	74	81	48	44	32	21	393
44_大分県	64	47	60	35	29	23	12	270
45_宮崎県	59	49	53	22	24	19	10	236
46_鹿児島県	80	66	79	39	46	35	20	365
47_沖縄県	43	47	54	31	28	21	11	235
総計	7,288	5,694	6,151	3,288	3,330	2,671	1,578	30,000

アンケート調査回答企業の概要①

- 調査対象30,000件と回答企業5,145件の属性ごとの構成比および回収率は以下の通りとなった。

<属性：業種>

業種（日本標準産業分類）	A_発送数（社）		B_回答数（社）		C_回収率 (B/A)
		構成比		構成比	
A_農業、林業	4	0.0%	1	0.0%	25.0%
C_鉱業、採石業、砂利採取業	44	0.1%	8	0.2%	18.2%
D_建設業	6,707	22.4%	1,067	20.7%	15.9%
E_製造業	6,240	20.8%	1,218	23.7%	19.5%
F_電気・ガス・熱供給・水道業	59	0.2%	12	0.2%	20.3%
G_情報通信業	1,334	4.4%	248	4.8%	18.6%
H_運輸業、郵便業	1,652	5.5%	270	5.2%	16.3%
I_卸売業、小売業	9,047	30.2%	1,598	31.1%	17.7%
J_金融業、保険業	90	0.3%	17	0.3%	18.9%
K_不動産業、物品賃貸業	1,456	4.9%	212	4.1%	14.6%
L_学術研究、専門・技術サービス業	745	2.5%	116	2.3%	15.6%
M_宿泊業、飲食サービス業	702	2.3%	88	1.7%	12.5%
N_生活関連サービス業、娯楽業	522	1.7%	62	1.2%	11.9%
O_教育、学習支援業	151	0.5%	22	0.4%	14.6%
P_医療、福祉	203	0.7%	33	0.6%	16.3%
R_サービス業（他に分類されないもの）	1,044	3.5%	173	3.4%	16.6%
総計	30,000	100%	5,145	100%	17.2%

アンケート調査回答企業の概要②

<属性：都道府県>

都道府県	A_発送数(社)		B_回答数(社)		C_回収率 (B/A)
		構成比		構成比	
01_北海道	1,332	4.4%	229	4.5%	17.2%
02_青森県	257	0.9%	68	1.3%	26.5%
03_岩手県	242	0.8%	69	1.3%	28.5%
04_宮城県	490	1.6%	87	1.7%	17.8%
05_秋田県	214	0.7%	56	1.1%	26.2%
06_山形県	261	0.9%	71	1.4%	27.2%
07_福島県	473	1.6%	98	1.9%	20.7%
08_茨城県	604	2.0%	78	1.5%	12.9%
09_栃木県	506	1.7%	105	2.0%	20.8%
10_群馬県	528	1.8%	98	1.9%	18.6%
11_埼玉県	1,489	5.0%	209	4.1%	14.0%
12_千葉県	1,111	3.7%	162	3.1%	14.6%
13_東京都	4,487	15.0%	660	12.8%	14.7%
14_神奈川県	1,907	6.4%	282	5.5%	14.8%
15_新潟県	555	1.9%	112	2.2%	20.2%
16_富山県	255	0.9%	53	1.0%	20.8%
17_石川県	309	1.0%	54	1.0%	17.5%
18_福井県	217	0.7%	53	1.0%	24.4%
19_山梨県	211	0.7%	47	0.9%	22.3%
20_長野県	574	1.9%	131	2.5%	22.8%
21_岐阜県	517	1.7%	89	1.7%	17.2%
22_静岡県	934	3.1%	171	3.3%	18.3%
23_愛知県	1,842	6.1%	356	6.9%	19.3%
24_三重県	372	1.2%	66	1.3%	17.7%

都道府県	A_発送数(社)		B_回答数(社)		C_回収率 (B/A)
		構成比		構成比	
25_滋賀県	247	0.8%	52	1.0%	21.1%
26_京都府	591	2.0%	113	2.2%	19.1%
27_大阪府	2,337	7.8%	340	6.6%	14.5%
28_兵庫県	1,070	3.6%	199	3.9%	18.6%
29_奈良県	200	0.7%	28	0.5%	14.0%
30_和歌山県	183	0.6%	36	0.7%	19.7%
31_鳥取県	128	0.4%	28	0.5%	21.9%
32_島根県	158	0.5%	40	0.8%	25.3%
33_岡山県	468	1.6%	84	1.6%	17.9%
34_広島県	727	2.4%	122	2.4%	16.8%
35_山口県	286	1.0%	54	1.0%	18.9%
36_徳島県	193	0.6%	37	0.7%	19.2%
37_香川県	273	0.9%	43	0.8%	15.8%
38_愛媛県	335	1.1%	58	1.1%	17.3%
39_高知県	152	0.5%	29	0.6%	19.1%
40_福岡県	1,049	3.5%	159	3.1%	15.2%
41_佐賀県	155	0.5%	29	0.6%	18.7%
42_長崎県	262	0.9%	39	0.8%	14.9%
43_熊本県	393	1.3%	81	1.6%	20.6%
44_大分県	270	0.9%	38	0.7%	14.1%
45_宮崎県	236	0.8%	43	0.8%	18.2%
46_鹿児島県	365	1.2%	65	1.3%	17.8%
47_沖縄県	235	0.8%	24	0.5%	10.2%
総計	30,000	100%	5,145	100%	17.2%

アンケート調査回答企業の概要③

<属性：従業員規模>

従業員規模	A_発送数（社）		B_回答数（社）		C_回収率 (B/A)
		構成比		構成比	
a_0～4人	7,288	24.3%	941	18.3%	12.9%
b_5～9人	5,694	19.0%	920	17.9%	16.2%
c_10～19人	6,151	20.5%	1,165	22.6%	18.9%
d_20～29人	3,288	11.0%	655	12.7%	19.9%
e_30～49人	3,330	11.1%	647	12.6%	19.4%
f_50～99人	2,671	8.9%	537	10.4%	20.1%
g_100～300人	1,578	5.3%	280	5.4%	17.7%
総計	30,000	100%	5,145	100%	17.2%

<属性：業歴>

業歴	A_発送数（社）		B_回答数（社）		C_回収率 (B/A)
		構成比		構成比	
a_5年未満	1,041	3.5%	109	2.1%	10.5%
b_5～10年未満	2,110	7.0%	262	5.1%	12.4%
c_10～20年未満	4,981	16.6%	664	12.9%	13.3%
d_20年以上	21,868	72.9%	4,110	79.9%	18.8%
総計	30,000	100%	5,145	100%	17.2%

調査票構成①

- 本調査は「Ⅰ．経営者保証に関するガイドラインについて」と「Ⅱ．事業承継について」の大きく分けて2つの項目に分けて質問を実施した。調査票は、具体的な事例を収集する設問と、回答結果を区分するため表頭表側となる設問で構成した。

<Ⅰ．経営者保証に関するガイドラインについて>

設問	設問内容	事例を収集する設問
問1	「経営者保証に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）の認知状況について	
問2	ガイドラインの認知経路について	
問3	ガイドラインに定められている経営者保証を解除するための具体的な要件について	○
問4	金融機関との接触頻度について	
問5	金融機関への経営者の個人保証（以下、経営者保証）の提供状況について	
問6	金融機関からガイドラインの説明有無について	
問7	金融機関からの説明手法について	
問8	金融機関からの説明の契機について	
問9	金融機関からの説明への納得度について	
問10	金融機関からの説明で納得できなかった点について	○
問11	経営者保証に関する今後の意向について	
問12	経営者保証の提供・解除に関する相談相手について	
問13	金融機関への経営者保証の解除申し出・相談の実績について	
問14	金融機関への相談を行った結果について	
問15	経営者保証の解除について、「解除できない理由」の説明について	○
問16	経営者保証の解除意向が無い理由について	○
問17	経営者保証をどのように考えているか	○

調査票構成②

<Ⅱ. 事業承継について>

設問	設問内容	事例を収集する設問
問18	後継者・後継者候補の有無について	
問19	後継者を探すうえで苦労した点について	○
問20	後継者候補に事業承継の話をしていない理由について	○
問21	事業承継にあたって適切と考える経営者保証のあり方について	○
問22	適切と考える経営者保証実現のための障害について	○
問23	後継者・後継者候補が決まっていない理由について	○
問24	後継者を探す上で苦労している点・政府に求める支援について	○

集計上の項目について

- 表頭表側に用いる項目として設定した以下調査項目について、設問ごとに事例の分類を実施したが、有効な回答が得られなかったことから、次項以降の事例収集において、利用を割愛した。

<集計に用いなかった表頭表側項目について>

設問	設問内容
問6	金融機関からガイドラインの説明有無について
問7	金融機関からの説明手法について
問8	金融機関からの説明の契機について
問9	金融機関からの説明への納得度について
問12	経営者保証の提供・解除に関する相談相手について
問14	金融機関への相談を行った結果について

I . 経営者保証に関するガイドラインについて

経営者保証ガイドライン要件への取組状況（①法人・経営者関係の区分・分離）

- 「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」を、“知っている”は1,091件、“取り組んでいる”は790件で、238件の具体的な事例を収集した。一方で“知らない”は1,160件となった。
- 「法人と経営者の資産を分離している」「役員への貸付を毎月一定額回収している」等、区分・分離を明確に区分する動きが見られた。なお、取組内容については、認知経路による差異は特段見受けられなかった。

<法人・経営者関係の区分・分離：取り組んでいる（790件）>

認知経路	具体的な取り組み事例
金融機関（125件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員への貸付は発生させない。 ● 役員報酬は社会通念上妥当な範囲内に納めている。 ● 法人と経営者の資産を完全に分離している。 ● 役員への貸付を毎月一定額回収している。 ● 役員からの借入を毎月一定額返済している。 ● 役員からの借入の解消と、土地の買取り等、資産の分離を模索。
商工会・商工会議所（28件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外取締役の導入によるガバナンスの強化。 ● 役員への貸付を毎月一定額回収している。 ● 役員からの借入を毎月一定額返済している。 ● 報酬、賞与等は社会通念上適切な範囲に納めている。
会計士・弁護士など専門家（43件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員への貸付を毎月一定額回収している。 ● 役員からの借入を毎月一定額返済している。 ● 会計事務所からの指導を受け公私混同しないよう適正に月次決算指導を受けている。 ● 個人保証、個人資産担保を解除。

経営者保証ガイドライン要件への取組状況（①法人・経営者関係の区分・分離）

<法人・経営者関係の区分・分離：取り組んでいる（790件）>

認知経路	具体的な取り組み事例
インターネット、SNS、メルマガ (35件)	<ul style="list-style-type: none"> 役員への貸付金はなく今後も発生しない。 役員からの借入金を全額返済した。 監査法人、税理士、社外取締役等の指導にて取り組んでいる。 役員の報酬等は社会通念上適切な範囲としている。
新聞・雑誌 (73件)	<ul style="list-style-type: none"> 売上状況に見合う役員報酬であるよう外部の専門家（税理士）によるチェック。 役員への貸付を毎月一定額回収している。 役員からの借入を毎月一定額返済している。 会社への役員貸付が多いため定額回収がなかなかできない。
政府広報 (49件)	<ul style="list-style-type: none"> 役員への貸付を毎月一定額回収している。 役員からの借入を毎月一定額返済している。 全てオープン化している。たとえば、社用車と個人用と、明確に、使用目的に合わせている、接待も同様。 事前確定給与制度を利用した役員賞与の明確化、金融機関からの借入金に対する個人保証の解除。
その他 (16件)	<ul style="list-style-type: none"> 役員への貸付は、行なわないようにしている。(知人) 経費の中に、個人使用分を入れない。経理担当は、親族外の人。(中小企業同友会) 会社は社会の公器と考えているので、公私混同をしないようにしている。(中小企業同友会) 役員への貸付金を毎月一定額回収している。(経営コンサルタント) 役員への貸付金を一定額回収している。(毎年のアンケートにて)

経営者保証ガイドライン要件への取組状況（②財務基盤の強化）

- 「財務基盤の強化」に関して、“知っている”は1,170件、“取り組んでいる”は952件で、273件の具体的な事例を収集した。一方で“知らない”は164件、“取り組んでいない”は286件となった。
- 全体として、採算管理や原価管理などのキーワードが多く見られた。また認知経路が“会計士・弁護士などの専門家経由”の回答ほど、より実務に即した具体的な事例の回答が多く見られ、専門家によるアドバイスの一環が活かされている実態が伺えた。

<財務基盤の強化：取り組んでいる（273件）>

認知経路	具体的な取り組み事例
金融機関（135件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引先毎の採算管理を行い、不採算案件の条件見直し交渉を実施。 ● 原価管理・利益率の拡大。 ● 工事現場毎の採算管理を常に行なう事として赤字現場をなくす様努め、経営改善を計り、収益を増加させる等財務基盤の強化。
商工会・商工会議所（34件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引先毎に採算管理および売上の向上を図る。 ● 毎月各部門の損益分岐点をもとめる他、四半期毎に自己資本比率・流動比率を調べ財務体質を見直している。 ● 月次試算表と目標を照らし合せて管理している。 ● 経営状態を安定させ、内部留保を厚くしている。
会計士・弁護士など専門家（38件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事毎の原価管理を明確し、無駄な経費の削減。 ● 受注の際、実行見積りを確実に行い、利益率の低い工事は、見直しをしている。 ● 取引先の入替や価格交渉をしている。 ● 信用限度額設定、未回収リスト作成。 ● 経営改善計画作成を行ない、月次進捗管理を行なっている。 ● 現場1つ1つの収支実績表を作成し、赤字だった現場の原因を洗い出し、今後役に立てる。

経営者保証ガイドライン要件への取組状況（②財務基盤の強化）

<財務基盤の強化：取り組んでいる（273件）>

認知経路	具体的な取り組み事例
インターネット、SNS、メルマガ (46件)	<ul style="list-style-type: none"> • 上場会社レベルの管理体制の確立。監査法人の監査導入。 • 受注毎の原価算出を行い、採算の悪い取引先との交渉を進めている。 • 仕入、外注等の原価管理を適切に行う。売上債権の回収サイトの見直し。 • キャッシュフロー改善のため在庫棚卸品を減額している。
新聞・雑誌（87件）	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先毎の採算管理を行い、経費改善・見直しを検討。 • 仕入先との交渉による原価率低減や、販管費の見直しによる収益性の向上に継続的に取り組んでいる。 • 高付加価値な仕事内容にこだわって受注させている。
政府広報（55件）	<ul style="list-style-type: none"> • 内部留保を増やし、借入金を返済出来るキャッシュの確保。 • 月次決算を実施し、改善項目を素早く見付け出し対応を取っている。赤字商品の取扱いを減らしている。 • 内部留保を増やし、借入金を返済出来るキャッシュの確保。 • 採算性の低い仕事はさける。自社の強みを生かせるニッチな分野を開拓していく。
その他（21件）	<ul style="list-style-type: none"> • ①過剰な商品在庫の圧縮②新しいビジネスモデルの構築で事業収益の向上。（中小企業同友会） • 原価管理の徹底により、工事別利益率向上を図り、信用力アップにつなげる。（テレビ報道等） • 原価の見直し、節約。（本アンケート） • 有利子債務（銀行借入）の減額に注力し借入先銀行数も減らしている。（中小機構基盤整備機構）

経営者保証ガイドライン要件への取組状況（③情報開示等による透明性確保）

- 「情報開示等による透明性確保」に関して、“知っている”は1,238件、“取り組んでいる”は1,097件で、464件の具体的な事例を収集した。一方で“知らない”は98件、“取り組んでいない”は162件となった。
- 認知経路による具体的な取組に大きな差異は見受けられなかったが、多くの企業が月次試算表を作成しており、自社の財務状況を逐次確認できる体制を整えていることが伺えた。
- また、社内での確認のみならず、会計士・税理士等の専門家を活用した資料作成の実施により、対外的な説明資料としての精度も高いものになっていると考えられる。

<情報開示等による透明性確保：取り組んでいる（464件）>

認知経路	具体的な取り組み事例
金融機関（227件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 月次試算表及び四半期毎の事業計画、金融機関提出。 ● 月次決算を5～7日以内に全社員に告知。 ● 月次試算表を翌月15日までに作成し、内容を吟味している。当然、金融機関にも提出している。
商工会・商工会議所（45件）	<ul style="list-style-type: none"> ● T K Cを利用し、月次決算はネットでB / Kへ提出している。 ● 工事受注状況及び、月次試算表の提出を行ない経営の透明性を目指している。 ● 月次試算表を担当税理士のチェックを経ていつでも金融機関に提出できるようにしている。 ● 本決算の報告は、決算書だけでなく、法人税申告書を明細まで添付して提出している。
会計士・弁護士など専門家（64件）	<ul style="list-style-type: none"> ● 月次試算表を作成し、金融機関に提出している。 ● 決算書、月次試算表等の開示。途中経過報告、事業計画数字の開示など。 ● T K Cより月次試算表を送付している。毎月の取締役会に金融機関2名参加。

経営者保証ガイドライン要件への取組状況（③情報開示等による透明性確保）

<情報開示等による透明性確保：取り組んでいる（464件）>

認知経路	具体的な取り組み事例
インターネット、SNS、メルマガ (63件)	<ul style="list-style-type: none"> • 会計士（T K C）から自動的に金融機関に決算資料送付している。 • 月次試算表作成、開示。随時S W O T分析。 • 銀行へ月次試算表、部門別取扱高比較表の提出。 • 監査法人、税理士の指導による月次決算等の実施。
新聞・雑誌（125件）	<ul style="list-style-type: none"> • 月次試算表を必ず作成し、取引先、金融機関に、提出。また請負った工事物件の発注書のコピーを提出している（注文請書の場合も有る）。 • 月次試算表を作成し、金融機関に提出している。 • 取引金融機関のパソコンで見られるようにしている（T K C所属の税理士法人の活用）。
政府広報（80件）	<ul style="list-style-type: none"> • 月次試算表は毎月金融機関に提出、説明している。又決算の報告にも出向く。 • メイン行とは、月次報告を行っている。 • 定期的に財務状況、受注状況等を報告し、今後の見通し等についても報告している。 • 月次業績サマリーの金融機関への提出及び中間・通期決算の説明。 • 月次試算表を作成、主な金融機関へ税理士より発送している。
その他（27件）	<ul style="list-style-type: none"> • 月次試算表を作成し、金融機関に提出している。（中小企業同友会） • 定期的に試算表を提出。（信用保証協会） • 税理士事務所による月次監査実施。随時情報開示できる体制をとっている。（中小機構基盤整備機構）

経営者保証ガイドラインの説明に対する納得感（金融機関接触頻度）

- 経営者保証ガイドラインの説明に対する納得感について収集した事例を、「金融機関との接触が月1回以上の企業」と「金融機関との接触が月1回未満の企業」で分類した。
- そのうち、「ガイドラインに関する金融機関からの説明に納得ができなかった」という自由記載への回答があったものは、「金融機関との接触が月1回以上の企業」は81件、「金融機関との接触が月1回未満の企業」は43件であった。
- 「金融機関との接触が月1回以上の企業」による「納得ができなかった具体的な理由」については「簡単すぎる説明であった」や「何故外せないのか具体的な説明がなかった」等、金融機関から説明は受けているが、ガイドライン要件について具体性が無いという意見が多く見受けられた。

<接触頻度：月1回以上の接触（81件）>

接触頻度	納得できなかった具体的な内容
月1回以上接触 (81件)	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインの具体的な説明はなく、経営者保証は「経営者の覚悟や責任感」という言葉で済まされてしまった。 ● 個人保証を外すことができた金融機関と出来なかった金融機関があった。外せなかった金融機関については、どうしたら外せるか、何故外せないかの説明が無かった。 ● 簡単すぎる説明で終わった。金融機関に都合が良い説明の仕方だった。 ● 経営者保証の有無によつての金利差が大きすぎる。「経営者保証が無くても良い」と言うのが建前だけで、金融機関の内部審査では通らないと言う雰囲気が前面に出ている。 ● こちら側で、個人保証の回避にむけた話題を出してもスルーされる。 ● 親から、事業承継した際に、個人保証の抵当権継続の依頼があったが、個人保証を、外すためのスキームや、具体的な方法、についての説明はなかったから。 ● ざっくりとした説明で、明確ではなかった。

経営者保証ガイドラインの説明に対する納得感（金融機関接触頻度）

- 「金融機関との接触頻度が月1回未満の企業」において、金融機関からの経営者保証ガイドラインの説明に対して、納得がいかないというものの、具体的な理由として以下のようなものが挙げられた。
- 内容については、「金融機関との接触頻度が月1回以上の企業」による回答よりも、「稟議が通しづらい」「会社経営が現社長の個人能力に依存している」等、企業の事業性評価に対する理解の乏しさに起因する回答が見受けられた。また、企業側から「曖昧な返答で終わってしまった」ととらえられるような金融機関とのコミュニケーション不足が原因とも考えられる回答も散見された。

<接触頻度：月1回未満の接触（43件）>

接触頻度	納得できなかった具体的な内容
月1回未満の接触 (43件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証なしで融資を受けられる、「可能性がある」だけで、3要件を満たしても、経営者保証がなくなるわけではないという認識です。納得できるものではありませんでした。 ● 説明というより、「経営者保証なしでの手続きも検討しました」という回答だったから。 ● 各金融機関の裁量による、との説明だった。 ● 受けていないのでこちらから提案をした。しかし、融資の稟議が通しづらいので、第1保証アリでお願いしますと何度か言われました。 ● 「会社経営の先行が、現社長の個人的能力に依存しているので」経営者保証をはずすことはできないと言われた。 ● 金融機関担当者もよくわかっていない。 ● 金融機関に、借入に対しての個人保証の提供の解除を申し出たが今後検討するとのあいまいな返事のみで終わってしまった。 ● 説明の有無、内容にかかわらず、個人保証を提供することが前提になっている。

経営者保証が解除できない具体的な理由

- 「経営者保証に関する今後の意向」に関して、“既存借入の保証を解除したい”は553件、“今後の借入は保証を解除したい”は1,462件、“既存の借入と今後の借入の両方の保証を解除したい”は1,059件であった。
- 経営者保証の相談をしたきっかけとして、“金融機関側からの打診”は183件、“経営者側からの打診”は516件であった。
- 相談を実施した結果、経営者保証が解除できなかった企業は249件あり、このうち、具体的な理由については90件の事例を収集した。

相談の端緒	経営者保証が解除できない具体的な理由
金融機関側からの打診 (12件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 業績が不十分。 ● 現行融資について解除すると金利・条件面でリスクが、発生するためと説明を受けた。 ● 金融機関からのお願いでそのままにしている。
経営者側からの打診 (78件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産が十分でないことと、私が会社を抜けると会社が倒産してしまうので、経営者保証は解除出来ないとの事。 ● 前例がない。（この規模の会社では）非常に大きな規模の会社で、財務状況が良ければ、まれにあり得るという説明。 ● 会社の財務内容が悪いことから、代表者の保証は必須である。 ● 会社と個人の資産・経理の分離が不十分、財務内容・業績が不十分、情報開示不足、他行が経営者保証を解除しないため。

経営者側に経営者保証の解除意向がない具体的な理由

- 「経営者保証に関する今後の意向」に関して、“経営者保証を解除する意向はない”は717件であった。
- 経営者保証の解除がない理由については類型化した5つの理由と、それ以外の具体的な理由について事例を収集した。
- 類型化した理由からは、「個人保証をすることが当然である」という意識が極めて高いことが伺え、その他の具体的な理由においても、同様の回答を得た。
- また、その他の具体的な理由から、借入金利の条件に経営者保証の有無が影響する銀行の考え方も認められ、融資条件決定における個人保証が、金融機関側で依然として大きな役割を担っていることが伺えた。

経営者保証の解除意向がない具体的な理由

経営者保証の解除意向がない具体的な理由	
類型化した理由	<ul style="list-style-type: none">● 心理的に金融機関に申し出または相談しにくいため。(119件)● 経営者として個人保証をすることは当然と考えているため。(406件)● 経営者保証の解除により、融資条件が厳しくなる可能性があると思うため。(226件)● ガイドラインの求める要件を満たしていないと思うため。(106件)● ガイドラインの存在や内容を知らず、解除できるという認識がなかったため。(136件)
その他具体的な理由 (50件)	<ul style="list-style-type: none">● 個人保証は経営責任の1つだと認識している。● 経営者として「責任」の所在の重さを明確にするため。● 経営者保証を付けると、金利が安くなるため。● 財務基盤が確立出来ていないため融資の必要性が高いため。

経営者保証に対する考え方（①個人保証の提供状況別）

- 会社の借入に対する経営者の個人保証の提供状況について、最も多かったのは“すべての借入に提供している”の2,263件、次いで“一部の借入に提供している”が1,677件、“すべての借入に提供していない”が986件、“金融機関からの借入はない”が188件であった。
- このうち、経営者保証に対する経営者としての考え方について、2,779件の事例を収集した。
- “すべての借入に提供している”企業の回答では、経営者保証が「負担になっている」という意見と「負担ではない」という意見が同程度見られ、「経営責任だから当然」と考える企業も少なくないことが分かった。

<個人保証の提供状況別：すべての借入に提供している（1,242件）>

経営者保証に対する考え方	具体的な考え
経営者保証を負担に感じている	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証は、重荷。事業の先行きについて、不安を感じる時、個人の生活への影響を懸念してしまう。 ● “既存借入”について、経営者保証は重荷になっており、事業承継について、問題となっている。 ● 経営者保証は重荷になっており、経営責任が非常に重く感じている。その為、新規の事業拡大や、新分野へのチャレンジに消極的になる。
経営者保証を負担に感じているがやむを得ない	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者にとっては精神的に重荷になると思うが、中小企業は不安定な要素も多く、円滑な資金調達や企業経営において金融機関の協力は必要不可欠であり、特段経営者保証の解除に拘りは無い。 ● どんな形であれ、金が必要です。借られなければ倒産してしまいます。経営責任が非常に重く感じますが、社員と社員の家族を守る事が優先です。
その他の考え	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証は特段負担に感じていない。 ● 法人と経営者の関係で保証が外れると、事業マインドが上がると同時に、経営者としての更なる責任の重要性を感じます。また、事業承継の際、スムーズに承継できると思います。 ● 会社業務に専念すれば業績は安定するので特に負担には感じない。 ● 融資する金融機関の立場からすると、信用担保として必要なのだと考えます。（経営者）個人保証が必要ないくらい、会社の業績を良くして、利益を出し、内部留保を高めないといけないのだと思います。

経営者保証に対する考え方（①個人保証の提供状況別）

- “一部の借入に提供している”企業の回答784件を見ると、経営者保証を負担に感じているという意見が大勢を占める結果となった。
- その他には「日本における起業が少ない原因」「事業承継上の課題」等、経営者保証が一部解除されている企業ほど、前向きな理由から経営者保証のあり方を疑問視している回答が多い特徴があった。

<個人保証の提供状況別：一部の借入に提供している（784件）>

経営者保証に対する考え方	具体的な考え
経営者保証を負担に感じている	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証は、重荷。経営責任とは思いますが、心理的に相当負担に成っている。 ● 経営責任の重さについては十分理解しているが、個人資産に比し会社借入が多く、意味がない。 ● 経営責任は、当然であるが、経営状況をよくし、保証無しとなる様努力していかななくてはならない。
経営者保証を負担に感じていない	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者として、個人保証をする事は通常の行為と考えている。負担と感じた事はない。 ● 特定の個人が会社の株式の大半を持ち経営している以上、保証を求められると応じるが当然。保証がイヤなら借入しなければよい。 ● 融資を受ける際に、経営者として保証という責任を負うのは当然だと思います。責任範囲など詳細は検討の余地がありますが。
その他の考え	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業のみ経営者保証が必要というシステムが日本の小規模企業経営者の精神的負担となり、思い切った投資ができずにチャンスを逃してた。後継者がなかなか後を継がない大きな理由になっている。ニュースでは聞いていたが、実際に金融機関からの説明は一切ない。 ● 資産を持たない若い経営者、にとっては、負担でしかなく、事業承継のさまたげとなる要因。 ● 大企業に比べ、中小企業に対してのみ経営者保証を求めることが、問題と考えている。 ● 企業を起業する人を増やすため、又、事業継承をスムーズに行うため更に金融機関の中小企業経営者を見る目を向上させるために経営者個人保証を無くした方がよい。

経営者保証に対する考え方（①個人保証の提供状況別）

- “すべての借入に提供していない”企業の回答では、「経営者保証が企業活動に与える影響」に関する意見や、経営者保証制度全般についての回答を得ることが出来た。

<個人保証の提供状況別：すべての借入に提供していない（643件）>

経営者保証に対する考え方	具体的な考え
<p>経営者保証が企業活動に与える影響について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健全な経営を行う事により、経営者保証なく融資等を受けられる事は、事業承継のみならず、新規設備投資等積極的な企業活動において大変有効と認識している。 ● 中小零細企業では、節税対策で内部留保が薄いところが多いので、経営者保証が必要となっていると見受けられるが、経営者保証なしで、企業の信用力のみで融資を受けるようにした方が、対外的な信用力が向上すると思う。 ● 経営者保証ガイドラインは今までより活発に中小企業事業者が動けるもので大変良いと思う！ ● 経営者保証を提供しなくなってから、金融機関と対等の立場で商談ができる様になった。 ● 本来、日本の中小企業は親から子への事業を移管している（スタッフも同じ）会社が多く、会社を受け継いだ子供に、万一親の借金がおも荷となってる場合、会社が無くなる可能性大、よって中小企業の技術、アイデア等、受け継がれなくなり、ものづくり日本が衰退する恐れありと考えます。 ● 法人・個人一体での保証は非常に重く、新規事業等への挑戦意欲を削ぐ。チャレンジ意欲（過度な失敗への恐怖心）が事業には絶対に必要。
<p>その他の考え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証に頼らない与信審査を、金融機関は工夫すべき。 ● 基本的には、銀行借入は経営者保証をすべきでなく企業業績、経営方針、財務体質の健全性等に基づき申し込み、実行するものだと考える。 ● 経営者保証は、過剰融資につながりかねないと考えています。 ● 経営者保証は起業意欲をそぐ古い制度だ。 ● 法人格と代表とは、別人格であり、当社の様な、サラリーマン社長が、「経営者保証」をしても意味がない。数億円もの保証はできない。

Ⅱ．事業承継について

後継者を探す上で苦労した点

- 後継となる経営者について、“後継者は決まっている”という回答は1,748件であり、このうち、後継者を探す上で苦労した点について、1,031件の事例を収集した。
- 後継者を探す上で苦労した点について、“同族承継”では「後継者が事業承継を受けることに納得するか」が最も苦労した点として挙げられた。一方、“非同族承継”では、「株価が高く株式の移転が困難」や「個人保証がネック」等、中小企業が同族外に事業承継をすることを想定していない、社会制度上の課題が多く挙げられた。

後継者を探す上で苦労した点

<p>同族承継の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 長男が後継者で今は納得しているが、若い頃はなかなか納得（理解）してくれなかったことと、今でも、本人の適性をすごく案じています。 ● 長男が退職し、次男に継いで欲しいと思っていたが本人が自信がなく、長い間決断をしてくれなかった事。 ● 親子の意見、考え方の相違調整。現役中はお互に干渉せず、現段引退時に後継する事で了解。毎週の経営会議には参加。
<p>非同族承継の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関をコンサルとし、株式を引受けてくれる会社を、取引のある会社の中から選び、親会社となってもらった。その会社から、経営者を派遣することになった。時間も手間もかけて、親会社となってもらった。 ● 相続税の負担、株式取得時の負担の説明と納得。 ● 経営者の責任の重さがあり、個人保証もその要因の一つである。 ● 後継者を他人（社員）としているため、株の譲渡に莫大な資金が必要となり、承継がスムーズに行えない。事業承継する際の税制を変えてもらいたい。自己資本率が高くなると承継は、ほぼ不可能。 ● 事業承継をスムーズに出来る様、目標をかげ、内部留保の増加を目指してくるも、結果株価の上昇につながり、引継が難しくなってくる。小規模企業程問題で特に親族承継でない場合、株の売買を目的としていない。

事業承継の話ができない理由①

- 後継となる経営者について、“後継者候補はいるが、事業承継の話はしていない”は1,124件であった。
- 後継者候補に事業承継の話をしていない理由について、類型化した3つの理由と、具体的な事例を195件収集した。
- 類型化した理由では、“事業承継は当分先のものと考えているため”が749件と最も多い結果となったが、それ以外の企業においては“経営者保証を理由に事業承継を拒否される懸念があるため”が170件と回答があり、経営者保証は事業承継上の課題にもなっていることが認められた。

後継者候補に事業承継の話をしていない理由

類型化した理由	<ul style="list-style-type: none">● 事業承継は当分先のものと考えているため。(749件)● 経営状況を理由に事業承継を拒否される懸念があるため。(130件)● 経営者保証を理由に事業承継を拒否される懸念があるため。(170件)
その他の具体的な理由 (195件)	<ul style="list-style-type: none">● 後継者候補の経営者として能力を見極めるため。● 経営者としての能力があるか疑問に感じるところがあるため。● 「事業譲渡」を基本に考えており、具体的な進展がない。● 相続税の負担が重すぎる。● 事業の将来に対してまだ安定性があるとは言えないから。

事業承継の話ができない理由②（望ましい経営者保証のあり方について）

- 経営者保証を理由に事業承継を拒否される懸念があると考えている経営者から、望ましい経営者保証のあり方について162件の回答と、望ましい経営者保証のあり方を実現するための障害となる要素について90件の事例を収集した。

<望ましい経営者保証のあり方：現経営者と後継者の双方から経営者保証を提供する（5件）>

望ましい経営者保証のあり方を実現するにあたり、障害となる要素（2件）

- 経営状態が、良好かつ長期安定的とならない事態が続くこと。
- 議決権と報酬と責任感（経営者としての使命感）のバランス。

<望ましい経営者保証のあり方：現経営者は引き続き経営者保証を提供し、後継者は経営者保証を提供しない（23件）>

望ましい経営者保証のあり方を実現するにあたり、障害となる要素（13件）

- 負債が多いため事業承継をしてよいのかためらいます。
- その時点までの残高と承継後の個人収入の確保。
- 後継者の信頼性／家族の反対。
- 現状のままですと金融機関は後継者にも追加経営者保証を要求してくると思います。最近の金融機関はM & A 有りきの対応。
- 金融機関のスタンス・金融機関との交渉。

<望ましい経営者保証のあり方：現経営者は経営者保証を解除し、後継者が新たに経営者保証を提供する（9件）>

望ましい経営者保証のあり方を実現するにあたり、障害となる要素（1件）

- 売上が増加していることにより借入金が増大があり話し辛い。

事業承継の話ができない理由③ (望ましい経営者保証実現の障害について)

- 望ましい経営者保証のあり方について最も回答が多かった、“事業承継を契機に、現経営者と後継者共に経営者保証を提供しない”の122件の内、障害となる要素について73件の事例を収集した。
- 障害となる要素については多くの企業が「金融機関との関係性」について述べており、ガイドラインに則った金融機関の対応を求める意見が、多数述べられる結果となった。これは、現時点における金融機関がガイドラインの普及に前向きな対応をしていない、という認識が企業にあるためと考えられる。
- また、金融機関との関係性を改善するために、「自社の財務体質の改善」「不良債権の整理」という企業内における課題も回答があった。

<望ましい経営者保証のあり方：事業承継を契機に、現経営者と後継者共に経営者保証を提供しない（122件）>

望ましい経営者保証のあり方を実現するにあたり、障害となる要素（73件）

- 金融機関の同意が得られない。
- 金融機関がガイドラインに従って取引をしていただけるといいのですが、調査、確認が必ず行われているかどうか疑問であること。
- 経営者保証のガイドラインについてメイン銀行が率先して取引先に説明責任を果たし、**相互の課題としての共有した取組みが出来ていない。**そういった状況をふまえ銀行の姿勢を改める様指導をお願いしたい。銀行の取組みが中期計画レベルで具対的業務に落としこまれ、貴庁に監視される体制を望みます。
- 銀行側がどう対応するのか不安。今後の融資に影響があると思われる。
- 事業の持続性がカギであり、設備投資、人材投資が必要となる。それを後押しする状況として経営者保証の解除が必要。
- 経営者個人保証がなければ、承継はスムーズだと感じている。
- 建設業のため受注した工事の工期によって資金繰りが難しい。キャッシュフローに安定性が無く、都度金融機関に頼るため。
- 自社が財務基盤を強化して今后安心して金融機関に融資返済の出来る状態にすること。
- 借入金、一部不良債権と判断されるものの未整理。

後継者が決まっていない理由①

- 後継となる経営者について、“後継者・後継者候補が決まっていない”は2,157件となった。
- このうち、後継者・後継者候補が決まっていない理由について、類型化した4つの理由と、その他の具体的な事例を272件収集した。
- その他の具体的な理由では「後継者に経営者保証をさせたくない」という経営者保証に起因する理由の他、「今後の事業継続への不安感」や「社内における意見調整の問題」など多岐にわたる理由が収集できた。

後継者・後継者候補が決まっていない理由	
<p>類型化した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継は当分先のことと考えているため (1,153件) ● 経営者保証を理由に事業承継を拒否されたため (32件) ● M&Aなどによる社外への承継を検討しているため／自分の代で事業をやめる予定のため (363件) ● 後継者・後継者候補を探しているが適当な人材がないため (685件)
<p>その他の具体的な理由 (195件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 後継者に経営者保証をさせたくないため。 ● 安易に経営者保証の負担を後継者へ引き継ぐことにためらいがあるため。 ● 今後の事業継続の展望が読めないため。 ● 今後、適当な後継者が現れれば事業承継するが、そうでなければ事業売却の可能性もあるため。 ● 業績向上を図ってからと考えている。 ● 後継者候補について役員間の意見に違いがある為時間が必要。 ● M & A で候補者が挙げたことあるが、保証がネックになって実現しない。

後継者が決まっていない理由②（後継者を探すうえで苦労している点）

- 後継者・後継者候補を探しているが適当な人材がいないと考えている経営者から、後継者を探す上で苦労している点に関して、379件の事例を収集した。
- 苦労している点では「人手不足、能力不足」などの人材面での課題が最も多く、「事業の将来性」「財務の健全性」などの事業面での課題、そして「株式譲渡における費用負担」という株式譲渡における制度上の課題についても多くの事例が収集された。
- 経営者保証についても、「経営者保証を理由に事業承継を拒否された」という回答があり、事業承継のネックになっていることが伺えた。

後継者を探すうえで苦労している点（379件）

経営者保証について	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証を理由に事業承継を拒否されたため、会社の財務内容の改善に努めている。 ● 経営者保証の継承／金銭的保証を引き継がせたくない。 ● 現時点では経営者保証なしでの事業承継が出来る雰囲気ではないため、事業承継時に保証が負担になり、勧められない。
後継者の人材について	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材不足・能力不足。 ● 社内育成では限界を感じている。広く人材を求めたいが、案件に合う人が見つからない。 ● 業務もさることながら、考え方、思考等の共有が難しい。
事業性について	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の安定性、将来性。 ● 借入金や債務の負担を少なくして会社を渡すようにするまでは、引き継げないと思っている。
株式の譲渡について	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社株式の譲渡における金銭的負担。 ● 血縁でないと株相続その他が難しい。売却が出来ない株を引き継ぐのに高格相続税、贈与税が高すぎる。 ● 自社株の相続（売却）の困難性。

後継者が決まっていない理由③（後継者を探すうえで政府に求める支援）

- 後継者・後継者候補を探しているが適当な人材がいないと考えている経営者から、政府に求める支援について、221件の事例を収集した。
- 政府に求める支援について、経営者保証に関する支援、事業展開に関する支援、事業承継に関する支援が多く挙げられた。いずれも、後継者候補が事業を継続したいと思える環境の整備を求めるものであった。

政府に求める支援（221件）

経営者保証に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証をなくす方向にもっていかないと、起業する人材が増えない。 ● 金融機関からの経営者保証要求を法的に制限する。 ● 後継者育成の為の助成。経営者保証が無くても、従来通りの融資が受けれる制度。
事業展開に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則国内商売での決済条件（納品後60日以内）を公取で求められるものとし、手形やファクタリングでの決済を認めない。その場合の金利、手数料は買手が負担することを明確にする。 ● 社会にとって、必要と思われる会社でも、大企業の波にのまれて、消えてしまう現実がある。いいものを残すために、地域での評価を吸い上げる方法を作してほしい。そして、そこに支援をしてほしい。
事業承継に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継に於いて税制がきびしく株の引継が会社の内部留保が多いと後継者の負荷になり問題。税の負担軽減の検討が必要。 ● 同族以外の方に会社を継続しやすいように法整備と実質的な負担減を取り組んでいただきたいです。 ● 事業を継承できる制約が改善されてはいるが、税制等で安心してすすめられる環境が必要。 ● M & A 等事業の売買する市場が必要ではないか。 ● 中小企業の約7割（特に高齢者経営）が承継者がいない現状で政府の枠組み（M & A など）を本気で真剣に早急に取り組んで欲しい！
その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● もの造りを営む零細企業は皆同じような状況でないか。人の問題で会社を閉めたくない。政府は何か考えてほしい。 ● ある程度、自由経済の原則に任せた方がいいと考えます。

Ⅲ. ヒアリング調査

ヒアリング調査①（経営者保証に関する回答）

- 郵送調査の回答企業のうち、自由記載に回答があった企業に対して、事例の収集を図るためヒアリング調査を実施し、それぞれ、「経営者保証に関する回答」「事業承継に関する回答」「その他の回答」について、より詳細な状況・事例について確認することができた。
- 経営者保証ガイドラインに関する回答では、「金融機関毎に基準が明確ではない」「どこを改善すれば解除が可能なかわからない」というガイドラインの要件周知が十分とは言い難い実態が伺えた。

<経営者保証ガイドラインに関する回答（114件）>

ヒアリング回答（抜粋）	
経営者保証を提供している企業の回答	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインについて、金融機関から口頭説明は受けたが、とおり一遍の説明で納得感はなかった。保証解除の要件についての金融機関の判断基準が明示されない（遡及して何期黒字なら良いのか等）ので、こちらの的確な対応がわからない。 ● ガイドラインについて、簡単に話をされた記憶はある。ガイドラインの存在は知っていたが、メイン行からは「現状では保証をはずせない」とのニュアンスのことを言われており、当方から正面切って持ち出せる状況にはない。自宅にも根抵当権を設定されており、いわゆる“二重取り”の状態でひどい話だと思ふ。 ● ガイドラインについて、金融機関から説明を受けた記憶はあるが、口頭で流して話されて、頭に残っていない。当社のここをこう改善すれば解除可となる等、具体的な説明はなかった。
経営者保証が解除できた企業の回答	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインの件は知っている。ほとんどの銀行から説明を受けた。その結果、全4行中2行が保証をはずしてくれた。その際、保証を解除する具体的基準は、どの銀行も教えてくれなかった。 ● ガイドラインについては、当社の方で知っていたので、銀行に説明を申し出た（2年位前）。その後すべての銀行と交渉の結果、保証をすべてはずすことができた。今後業績悪化の場合、再度保証してもらう可能性があることを銀行の上司の人がもらっていたのが少し気になるが、とりあえずは保証解除ができたことはガイドラインのおかげだと思ふ。 ● 約2年前、代表者変更の際、保証解除を申し入れ解除できた。先代社長の時に保証がついたままだと代表変更が難しいと考え、従前より財務体力をつけることに注力し、銀行とも親密な関係を維持して来た。

ヒアリング調査②（事業承継に関する回答）

- 事業承継に関するヒアリングにおいては、「経営者保証が事業承継においては問題になる」という意見の他、「企業価値を高めた結果、株価が上昇してしまい、事業承継のネックになる」という回答が複数得られた。
- これらの回答の企業は、「保証解除が事業承継に置いてはプラスになる」という認識を示しつつ、その結果「企業価値向上が、事業承継を困難にしている」という矛盾についても問題であると答えている。

<事業承継に関する回答（114件）>

ヒアリング回答（抜粋）

<p>経営者保証に関する回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証制度は承継の大きなネックだ。保証をはずす、はずさないは金融機関のオプションであり、当方としていかんともしがたい。 ● 経営者保証は仕方ないと思う部分もあるが、後継者にこの重責を引き継ぐ気にはなれない。また退いた後も、自身の保証が残るのは違和感がある。 ● 借入金の有無も事業承継の大きな障害となっている。借入金があると、いつかは再度保証を求められるかもしれない可能性があり、当社では保証の有無よりも切実な問題となっている。 ● 子息などへの承継は考えらおらず、社内の有望な人材を登用して承継しようと考えている。その際、子息や親類であればまだ理解を得られるかもしれないが、そうでない立場の人に承継する際には、保証が高いハードルになると思う。 ● ガイドラインに関する相談窓口があることや、また金融機関に相談できるというのも知ってはいるが、まずは自社の財務体質改善をしていくことが重要と考えている。
<p>その他の回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人保証の問題はないが、内部留保に努めてきた結果、持株への評価がかなり高くなっており、贈与に相続税の対策が問題。今、税理士、金融関係の人に相談を持ち掛けている。 ● 時給換算では一番安い職業なのではないか。そのような状況を子どもたちが見ていると、とても継ごうと言い出すような雰囲気にはならないし、継がせようとも思わない。 ● 負債が多ければ負担が重し、利益が多ければ会社を株式の買取等で多額の現金が必要。どっちにころんでも、承継をしやすい環境とは言えない。

ヒアリング調査③（その他の回答）

- 「その他の回答」については、中小企業経営における金融機関や行政に対する意見を収集することができた。
- 金融機関に対しては、「経営者保証を解除するために企業がすべきことを指導してほしい」「経営が苦しい企業にこそサポートをしてほしい」という意見が寄せられた。
- 行政に対しては、「ガイドラインではなく、より具体的な指導をしてほしい」「保証の有無よりも資金調達をより容易にする環境を整備してほしい」という、中小企業に寄り添う支援を希望する意見が寄せられた。

<その他の回答（114件）>

ヒアリング回答（抜粋）

金融機関に対する意見

- 金融機関側から保証解除の案内や、**具体的にどうしたら保証解除ができるか、どのような試みが必要かといった話をしてくれれば**、保証解除の良いきっかけになると思う。一握りの企業以外は、企業側から保証解除を話題にするのは難しい。
- 借入をする際に、事業計画を継続的に策定・見直しの上、営業をすればこんな問題は起こらない。**借り手にも問題あるが、銀行がもっと指導すれば良い。**
- 経営が苦しい企業は**金融機関からのサポートもあまり受けられていないように感じる。**

行政に対する意見

- 政府は中小企業の後継者問題が深刻なことは理解していると思われる。故に、**ガイドラインなどではなく、中小企業保護のための各種法整備を行うべき。**
- 政府は中小企業支援の制度等をもっとわかりやすく、**オープンに我々経営者に発信してほしい。**HPを見れば書いてあるではあまりに不親切。
- 借りた金は返すのが当然と思う。経営者保証云々の最近の議論は理解できるが、返さなくてもいいという考え方が蔓延し、社会全体の規律が緩んでしまうのではないかと心配。真面目に経営している大多数の経営者にとっては、**保証の有無よりももっと借りやすい環境とか、制度とかを整えて欲しい**と思う。
- しっかり黒字経営を行っている企業については、会社と個人を別物とし、経営者保証は一切不要という制度を構築してもらいたい。
- 本当に必要な企業が支援を得られないなかで、**経営者保証ガイドラインの運用が後継者難を解消できるとは思えない。**

IV. 総括

経営者保証ガイドラインについて①（認知状況について）

- 経営者保証ガイドラインの認知状況は、回答企業の半数以上が“知っている”又は“聞いたことはある”と回答しており、企業の認知は広がっていることが改めて明らかになった。一方で、ガイドラインが定める経営者保証を解除するための3つの要件である「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」「財務基盤の強化」「適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」の全てを認識している企業は、“知っている”又は“聞いたことはある”企業のうち約半数、全てに取り組んでいる企業は4割程度にとどまった。加えて、ガイドラインを知っているにも関わらず3要件全てを知らない、また全て取り組んでいない企業が2割弱存在しているなど、**ガイドラインの普及活用のためには、3要件への認知を今まで以上に高めていくことが必要となる。**
- 一方で、回答者の中には、“ガイドラインの3要件とは認識していないが、要件を実施している”企業も散見された。これは、**ガイドラインの3要件が健全な企業経営には必要な取組み**であり、結果として自発的に取り組んでいる企業が多い実態を示している。

経営者保証ガイドラインについて②（経営者保証の解除について）

- 回答者の多くが経営者保証を負担に感じている一方で、金融機関に対して、既存借入における保証の解除申し出や、新規借入における無保証での借入相談実施など、具体的なアクションには至っていない。理由として、“金融機関との関係悪化を懸念”が多く挙げられたほか、“自社が3要件の条件を満たしていない”と考えている回答も複数見られた。
- 保証の解除を相談した結果として金融機関との関係悪化を懸念する点については、相談によって関係が悪化するということは、企業の財務状況等に大きな課題があると金融機関が考えている可能性を示しており、**業績不振など保証の有無とは別の要因により、今後の関係が変化する可能性がある**と言わざるを得ない。
- ガイドラインは企業が経営者保証に依存しない資金調達を実施するために、金融機関と企業の対話を促すツールである。金融機関と企業が、ガイドラインを元に企業の現状を把握、経営上の課題を共有、問題解決に取り組むことは、結果として企業の経営状態を改善させるほか、金融機関と企業の繋がりを強め、融資以外の様々な経営支援実施等、より良い関係構築につながっていく。
- ガイドラインの活用を進めるためには、経営者保証に関わる認識を共有することが必要である。金融機関はガイドラインに則った、経営者保証に依存しない融資対応を実施していると、金融庁に報告している。片や、企業側は経営者保証が金融機関との関係上重要なものであると認識し、解除を申し出ることにはハードルを感じている。両者の経営者保証に対する認識は明確に乖離しており、これを改めて**金融機関と企業との対話を粘り強く継続的に促していく方策が、ガイドラインの普及を進める上で不可欠**だろう。
- また、金融機関に働きかけるだけでなく、一定数存在する経営者保証解除意向を持たない企業の意識を変えることも重要である。すべての借入に保証を提供している企業の内2割程度は解除意向が無く、借入をする以上は返すのが当然であり、保証も当然の責務と考えている。現時点では経営者保証を問題と考えていない企業であっても、事業承継に際しては問題となる可能性がある等、**経営者保証に依った資金調達の危うさや課題を周知することが重要**である。

事業承継について①（後継者候補の有無について）

- 経営者の高齢化が進む中小企業の事業承継において、後継者・後継者候補の有無は非常に重要な課題であるが、その対策が十分にできていないという中小企業が多いのが現状である。本調査においても、回答企業の内、半数以上の企業において“候補者が決まっていない”、または“候補者候補がいても話をしていない”という状況にあることが伺えた。
- “後継者候補が決まっていない”企業は、労働人口の減少による人手不足、経済情勢に左右される中小企業の今後に対する懸念、近親者以外への株式譲渡の困難さなど、**中小企業の自助努力だけでは解決が難しい、社会的な問題や制度上の懸念を理由に挙げる声が多かった。**
- “後継者候補がいても話をしていない”企業は、後継者候補の能力面での懸念や、企業の財務体質に対する懸念等、企業の個別事情に起因する理由の回答が多かったほか、経営者保証までも引き継ぐことがネックになっているという回答も複数あった。
- 経営者保証がネックであると回答した企業の半数以上が、事業承継にあたっては経営者保証を解除したいと考えているが、金融機関の了承を得られる可能性が低いと考えており、実現性に乏しく希望を見いだせていない状況が伺えた。

事業承継について②（事業承継にあたり政府に求める支援について）

- 企業が政府に求める支援について、“事業承継における相続税の負担”に言及する声が非常に多い結果となった。平成30年度の税制改革で「相続税、贈与税の納税猶予制度の特例」が定められたが、同族承継を前提とした制度であること、納税猶予にすぎず最終的には多額の贈与税が発生することなどを懸念する意見が散見された。中小企業の事業承継において同族承継は依然として多数を占めているため一定の効果は認められるが、非同族での承継となった場合、後継者候補に多額の費用負担が発生する。資金を用意できない場合は事業承継自体が困難になるため、**同族承継に限らない多様な事業承継を支援するためには、さらなる踏み込んだ支援制度が必要**と考える。
- 合わせて、事業承継にあたっては経営者保証も障害になっており、“経営者保証についてより法的な制限を定めるべき”という意見も多く挙げられた。これは、経営者保証に対する企業と金融機関の認識の乖離や、企業の状態を金融機関が十分に把握できていないなど、企業と金融機関の対話が不足していることが原因とも考えられる。**経営者保証ガイドラインの策定の原点に立ち返り、貸す側と借りる側との対話を促す支援を行うことが必要**だろう。

参考資料

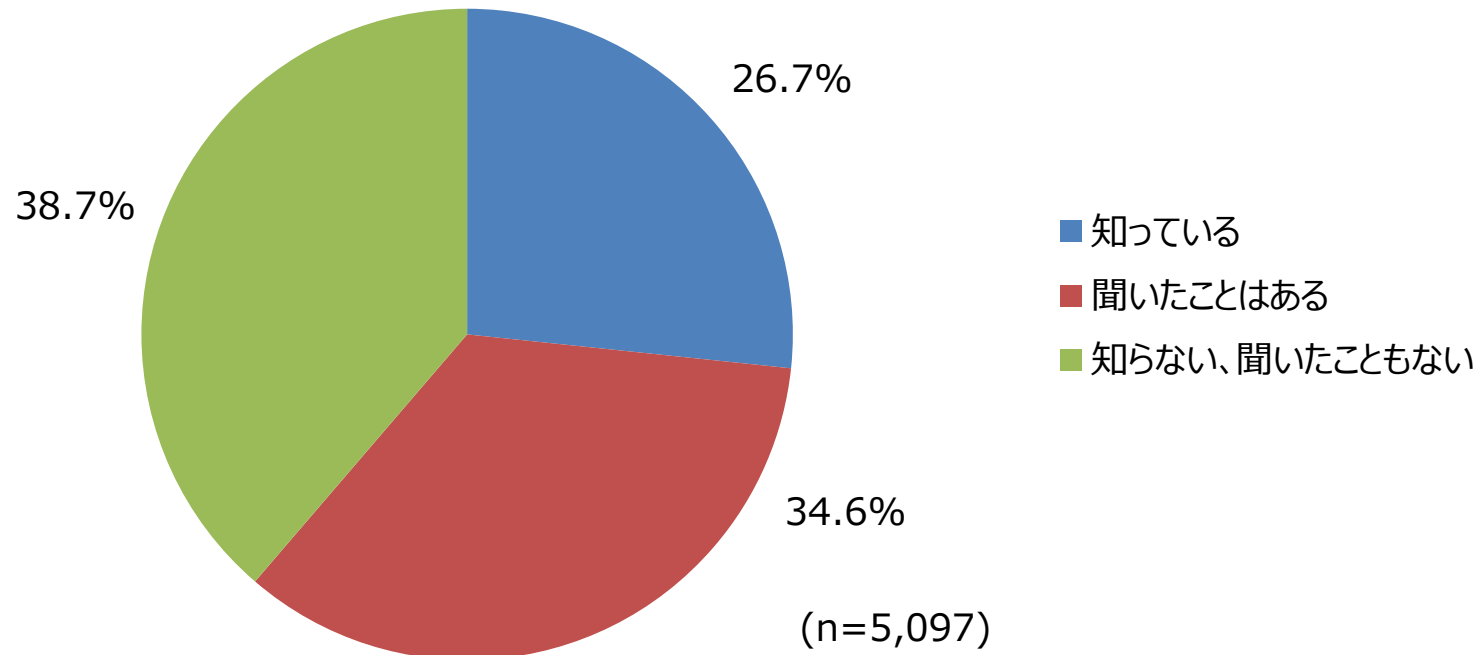
【内容】

1. アンケート結果（自由記載を除く）
2. アンケート票

1. アンケート結果

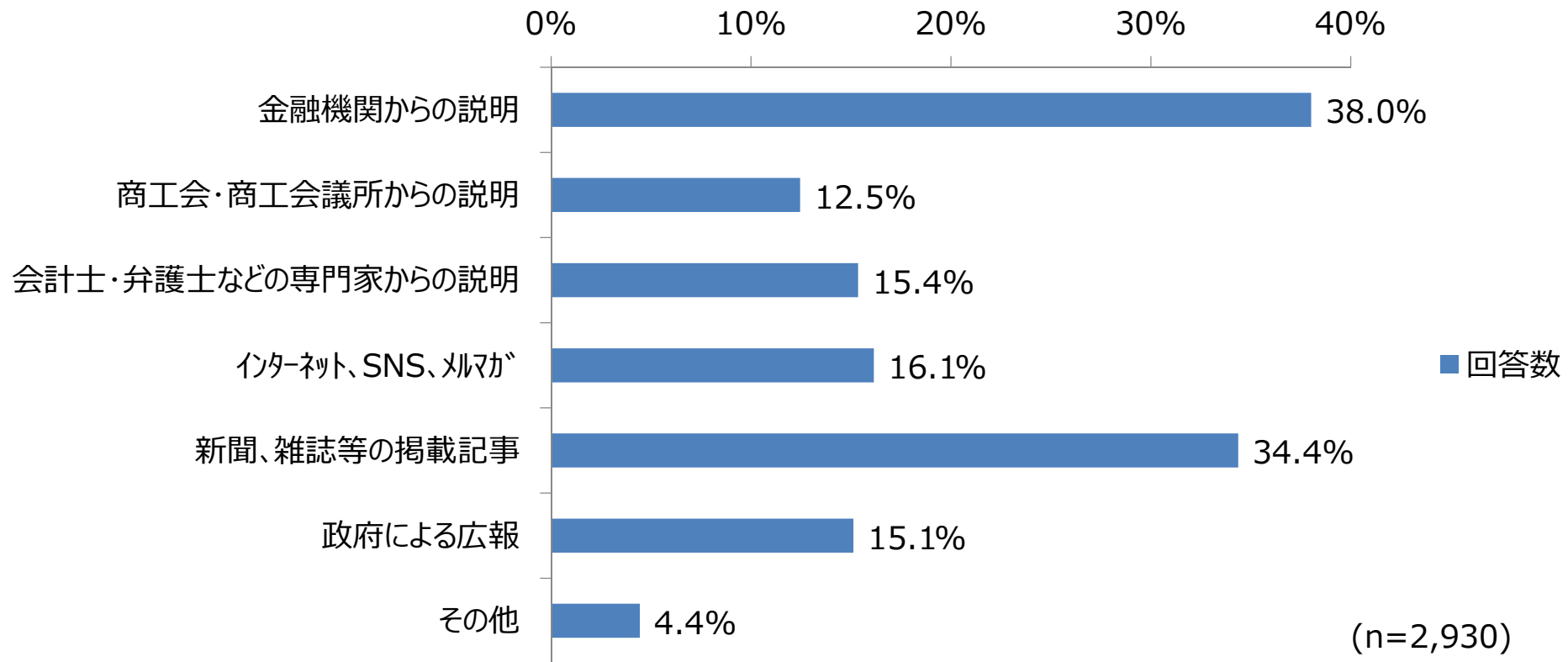
問1 「経営者保証に関するガイドライン」の認知状況について (SA)

	回答結果	n	%
1	知っている	1,359	26.7
2	聞いたことはある	1,765	34.6
3	知らない、聞いたこともない	1,973	38.7
	全体	5,097	100.0



問2 ガイドラインの認知経路について (MA)

	回答結果	n	%
1	金融機関からの説明	1,114	38.0
2	商工会・商工会議所からの説明	365	12.5
3	会計士・弁護士などの専門家からの説明	450	15.4
4	インターネット、SNS、メルマガ	473	16.1
5	新聞、雑誌等の掲載記事	1,007	34.4
6	政府による広報	443	15.1
7	その他	130	4.4
	全体	2,930	100.0

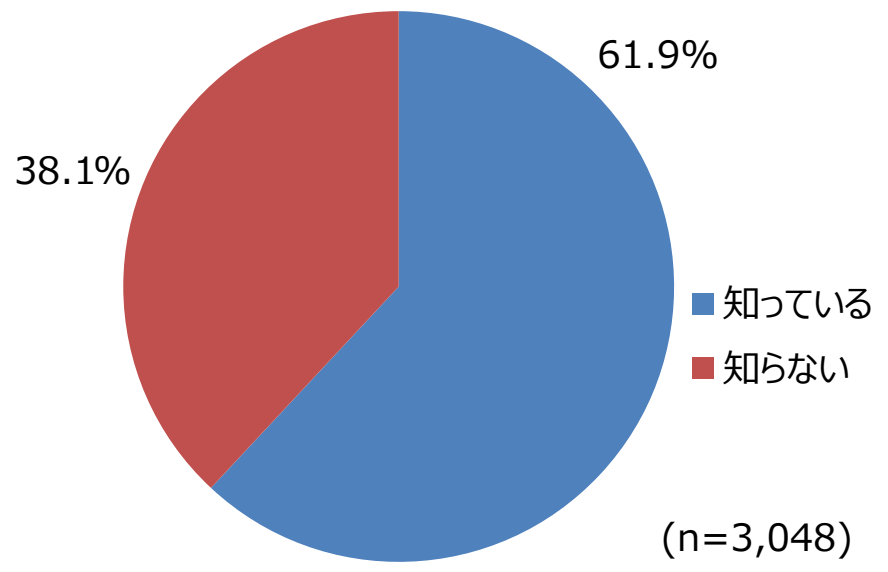


問3 ガイドラインに定められている経営者保証を解除するための具体的な要件

<要件①：法人と経営者との関係の明確な区分・分離>

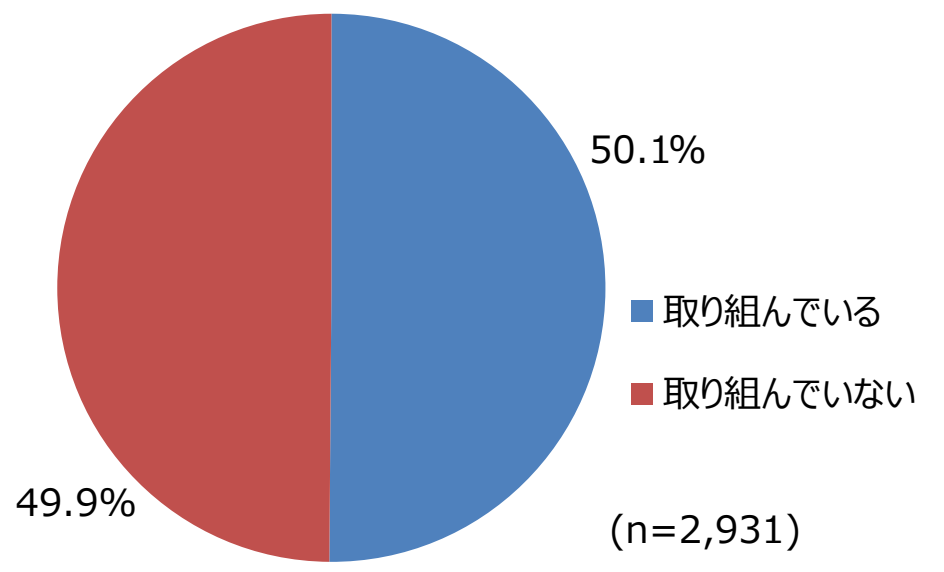
【認知状況 (SA)】

	回答結果	n	%
1	知っている	1,888	61.9
2	知らない	1,160	38.1
	全体	3,048	100.0



【取組状況 (SA)】

	回答結果	n	%
1	取り組んでいる	1,469	50.1
2	取り組んでいない	1,462	49.9
	全体	2,931	100.0

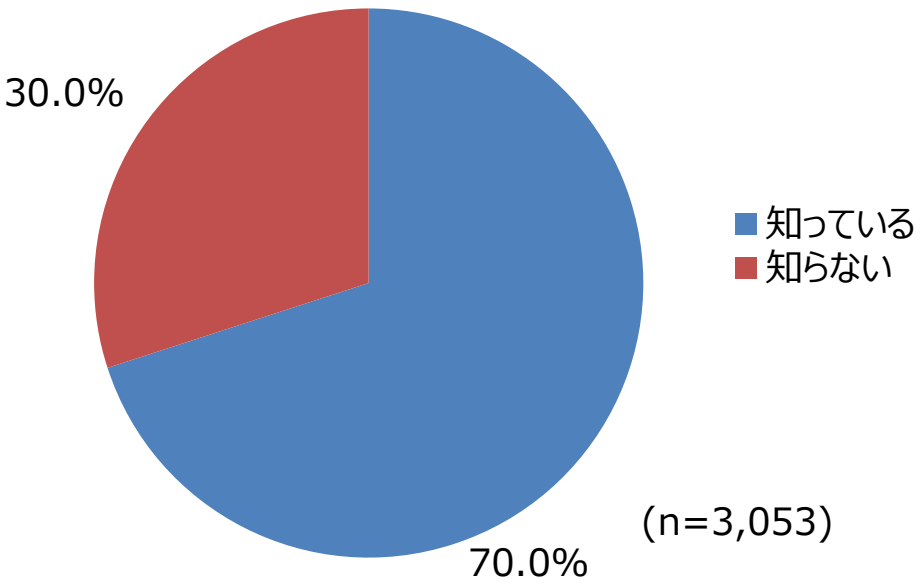


問3 ガイドラインに定められている経営者保証を解除するための具体的な要件

<要件②：財務基盤の強化>

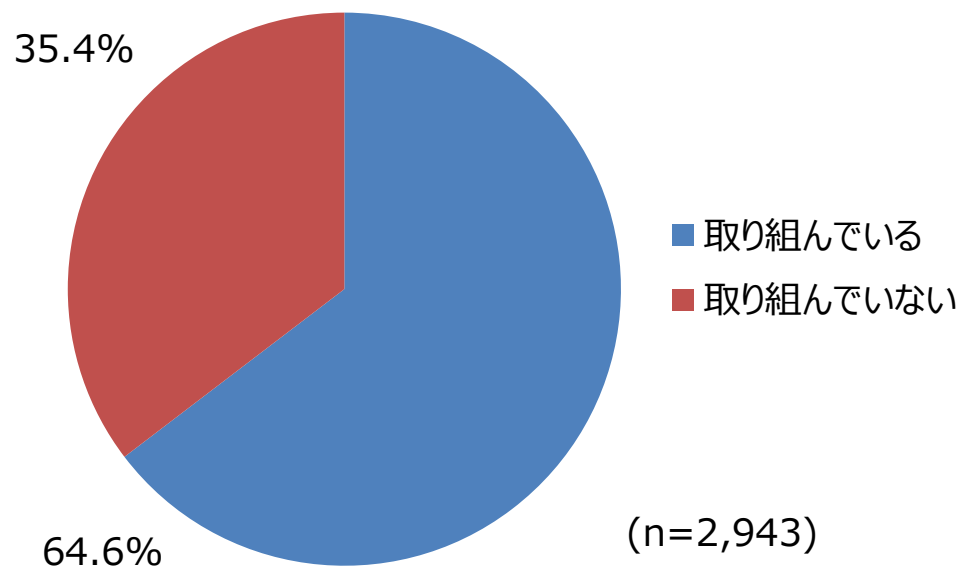
【認知状況 (SA)】

	回答結果	n	%
1	知っている	2,137	70.0
2	知らない	916	30.0
	全体	3,053	100.0



【取組状況 (SA)】

	回答結果	n	%
1	取り組んでいる	1,902	64.6
2	取り組んでいない	1,041	35.4
	全体	2,943	100.0



問3 ガイドラインに定められている経営者保証を解除するための具体的な要件

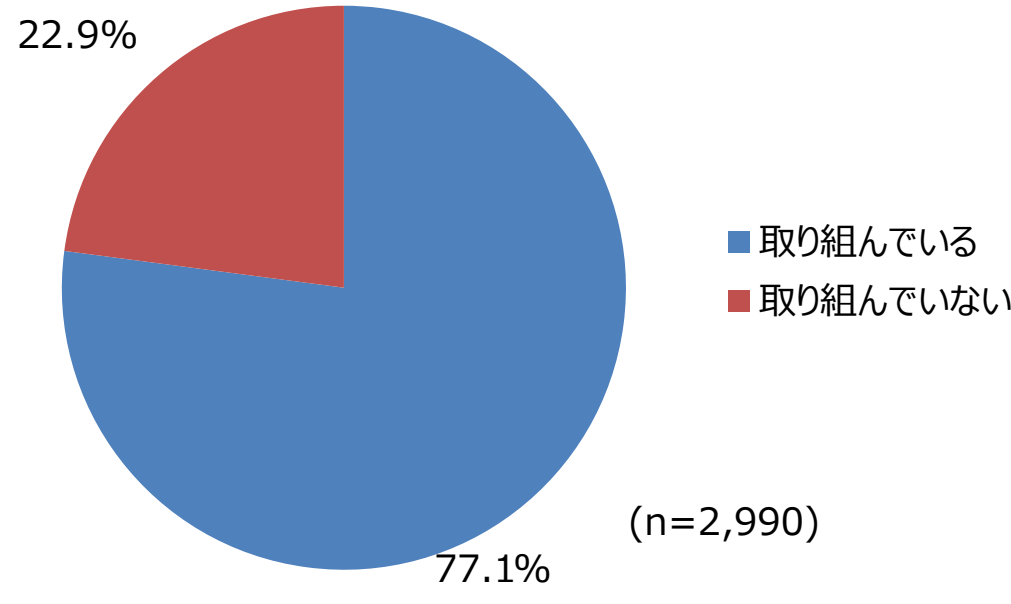
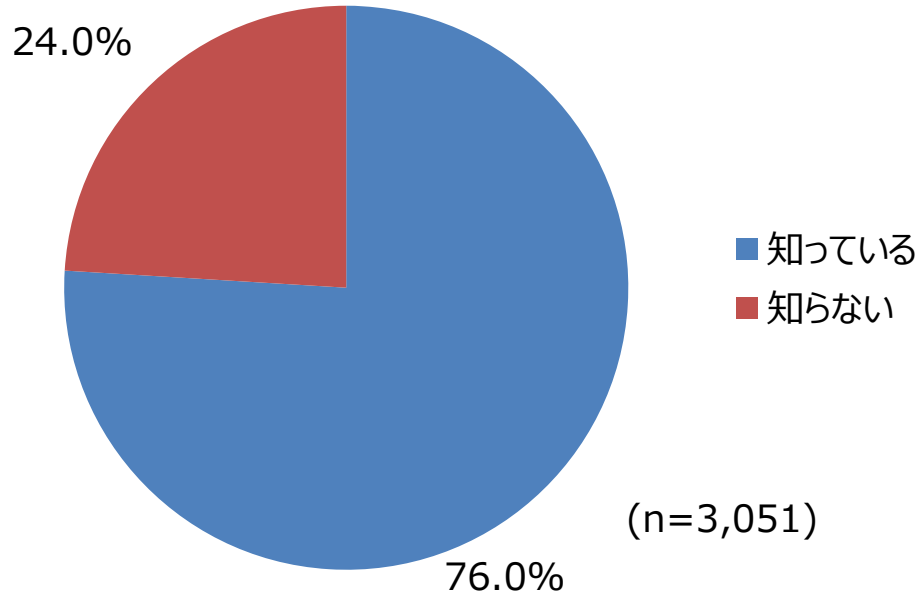
<要件③：適時適切な情報開示等による経営の透明性確保>

【認知状況 (SA)】

	回答結果	n	%
1	知っている	2,318	76.0
2	知らない	733	24.0
	全体	3,051	100.0

【取組状況 (SA)】

	回答結果	n	%
1	取り組んでいる	2,305	77.1
2	取り組んでいない	685	22.9
	全体	2,990	100.0



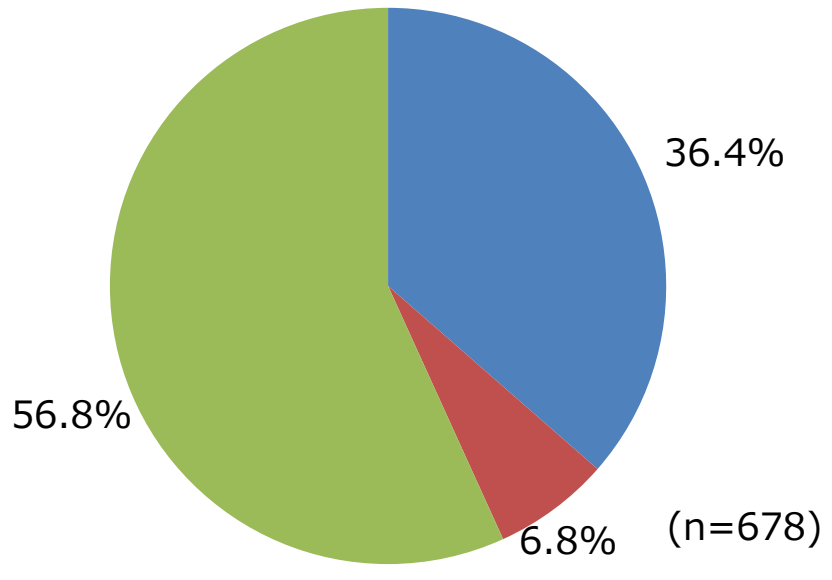
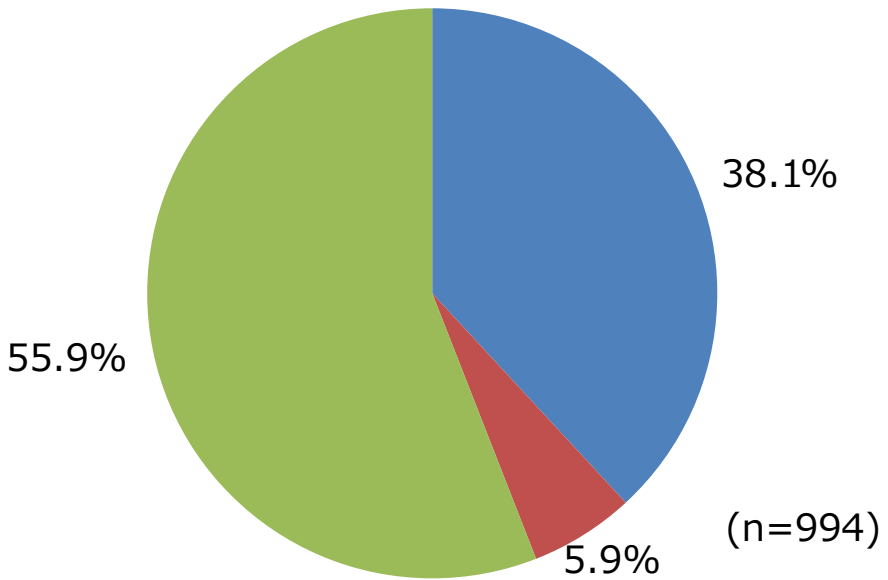
問7 金融機関からの説明手法について① (SA)

【説明のタイミング：新規借入時 (SA)】

	回答結果	n	%
1	口頭説明のみ	379	38.1
2	資料配布のみ	59	5.9
3	資料配布と口頭説明の両方	556	55.9
	全体	994	100.0

【説明のタイミング：新規保証契約時 (SA)】

	回答結果	n	%
1	口頭説明のみ	247	36.4
2	資料配布のみ	46	6.8
3	資料配布と口頭説明の両方	385	56.8
	全体	678	100.0

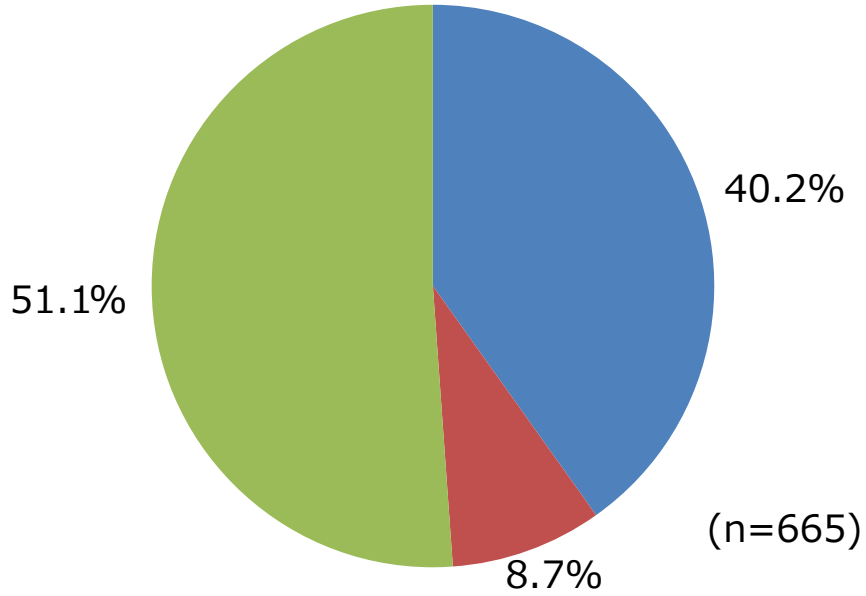


■ 口頭説明のみ ■ 資料配布のみ ■ 資料配布と口頭説明の両方

問7 金融機関からの説明手法について② (SA)

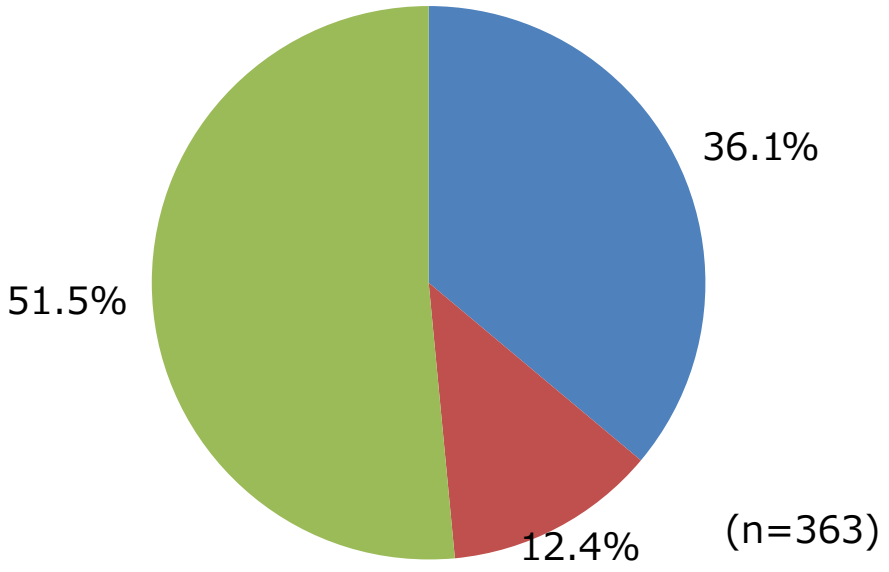
【説明のタイミング：
保証書の期限到来などによる見直し時 (SA)】

	回答結果	n	%
1	口頭説明のみ	267	40.2
2	資料配布のみ	58	8.7
3	資料配布と口頭説明の両方	340	51.1
	全体	665	100.0



【説明のタイミング：事業承継時 (SA)】

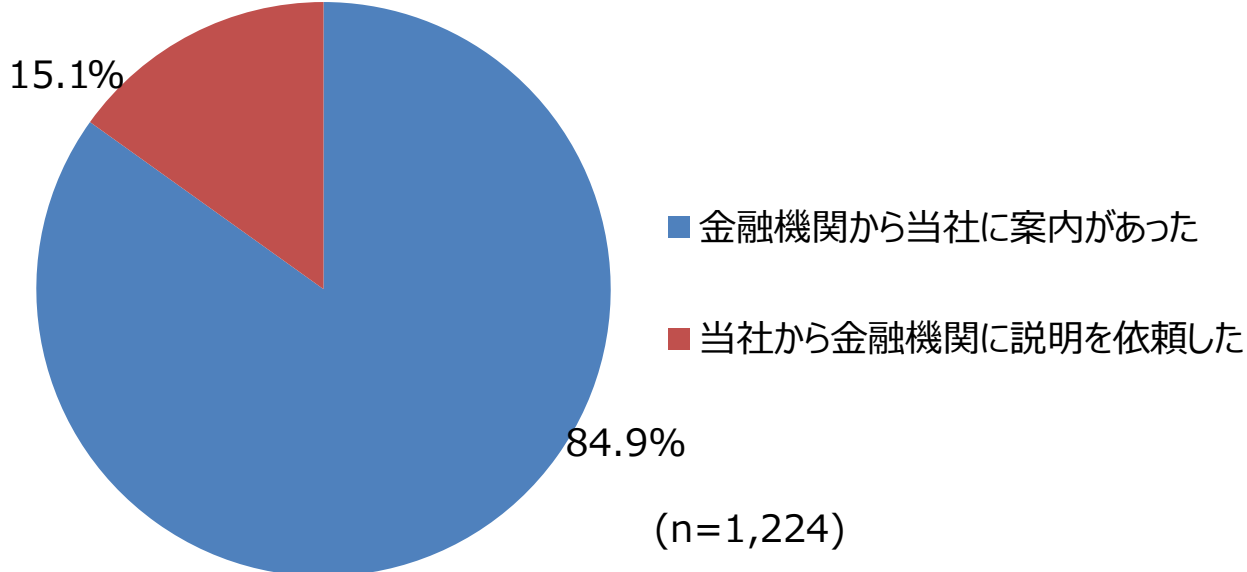
	回答結果	n	%
1	口頭説明のみ	131	36.1
2	資料配布のみ	45	12.4
3	資料配布と口頭説明の両方	187	51.5
	全体	363	100.0



■ 口頭説明のみ ■ 資料配布のみ ■ 資料配布と口頭説明の両方

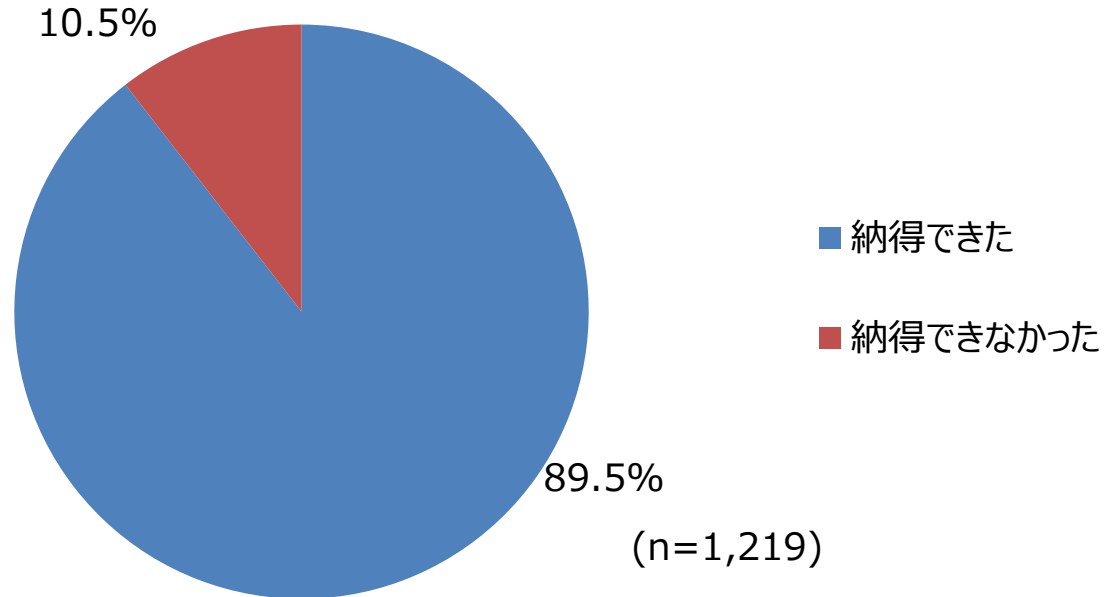
問8 金融機関からの説明の契機について (SA)

	回答結果	n	%
1	金融機関から当社に案内があった	1,039	84.9
2	当社から金融機関に説明を依頼した	185	15.1
	全体	1,224	100.0



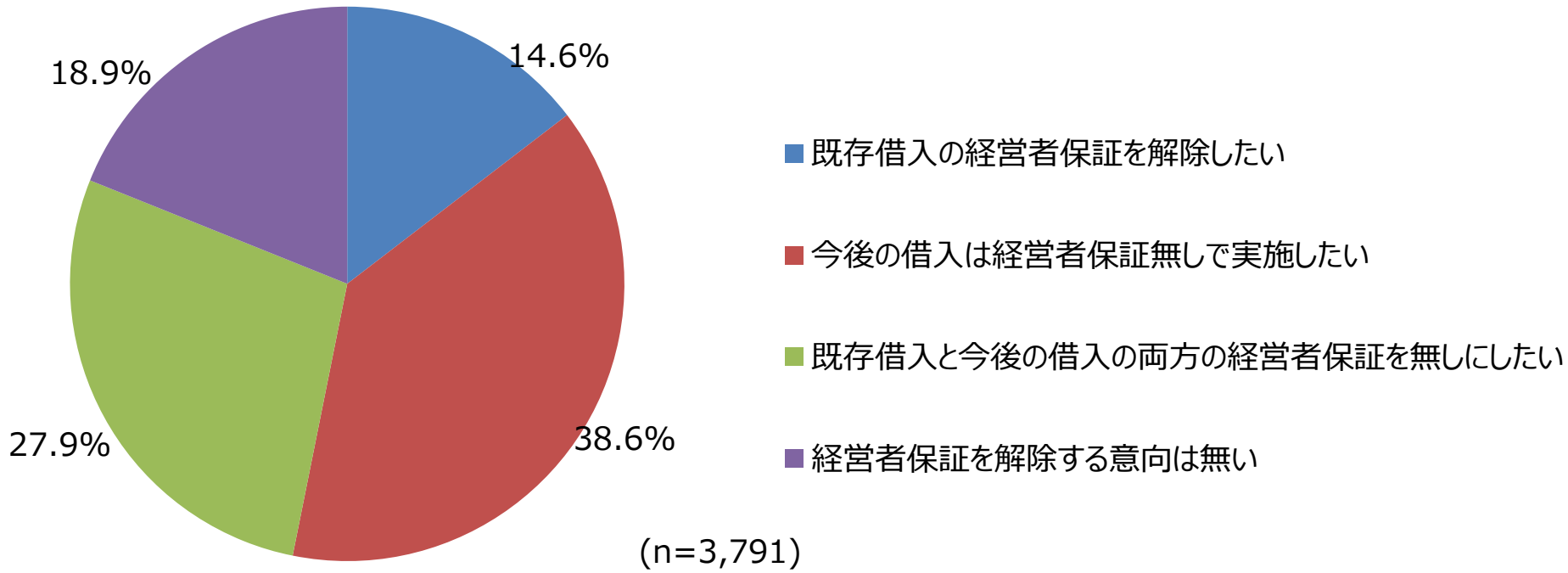
問9 金融機関からの説明への納得度について (SA)

	回答結果	n	%
1	納得できた	1,091	89.5
2	納得できなかった	128	10.5
	全体	1,219	100.0



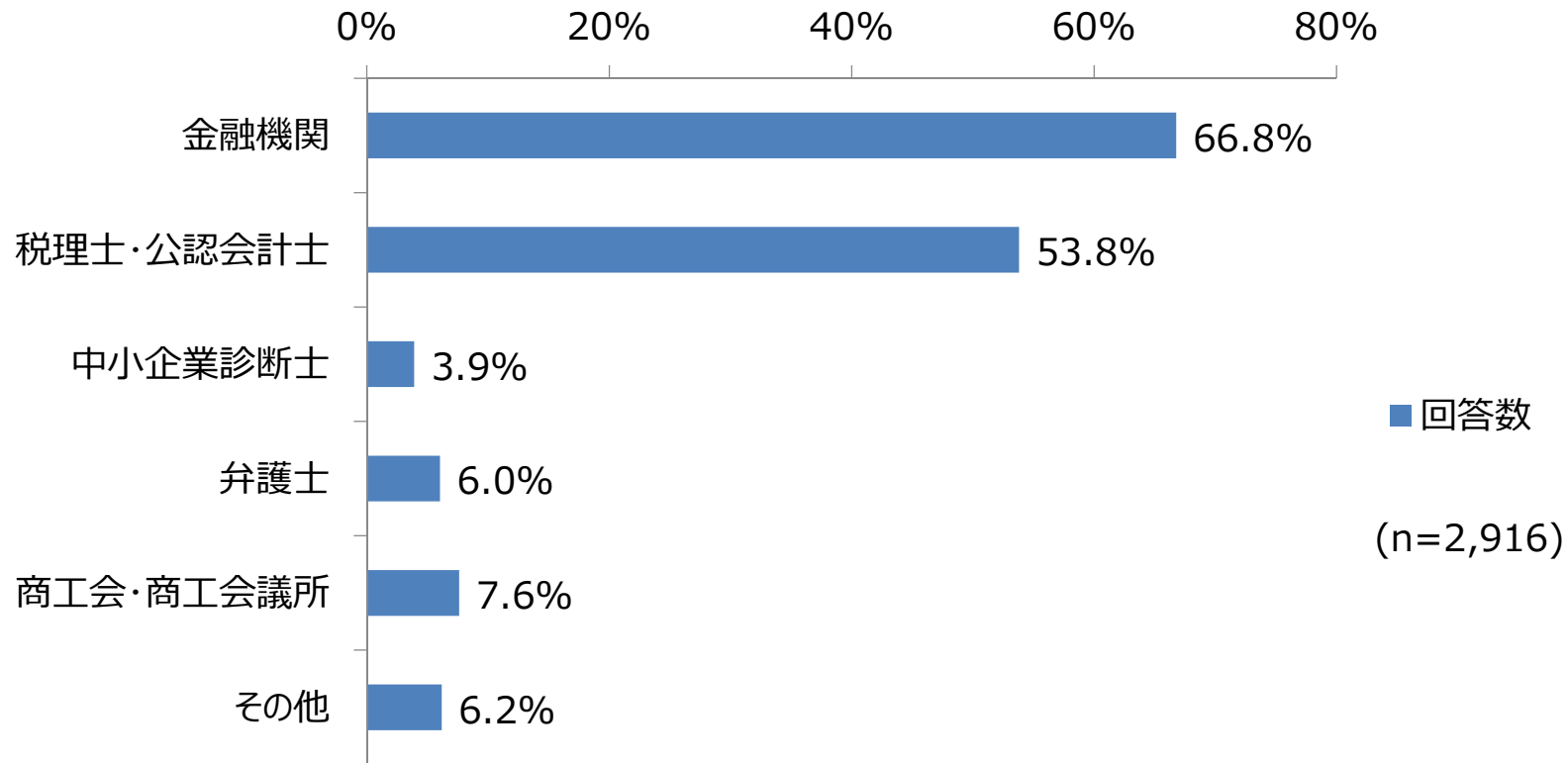
問11 経営者保証に関する今後の意向について (SA)

	回答結果	n	%
1	既存借入の経営者保証を解除したい	553	14.6
2	今後の借入は経営者保証無しで実施したい	1,462	38.6
3	既存借入と今後の借入の両方の経営者保証を無しにしたい	1,059	27.9
4	経営者保証を解除する意向は無い	717	18.9
	全体	3,791	100.0



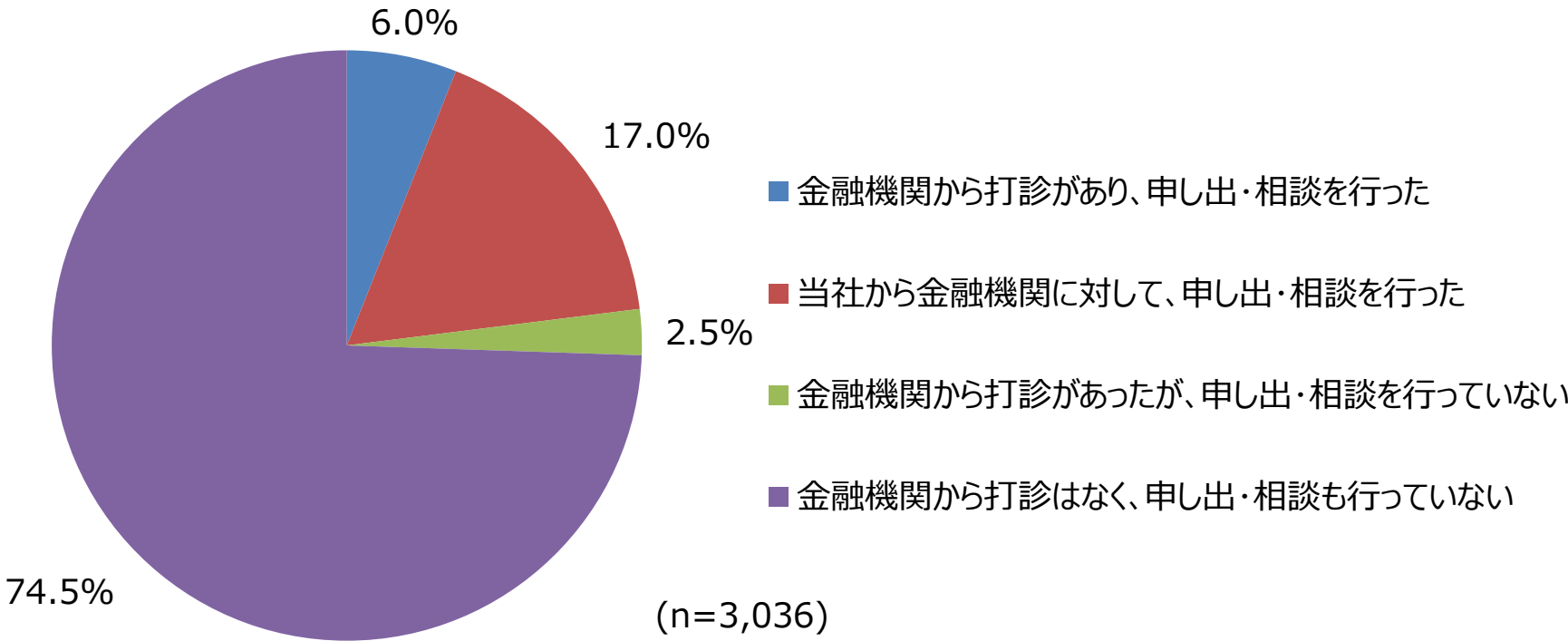
問12 経営者保証の提供・解除に関する相談相手について (MA)

	回答結果	n	%
1	金融機関	1,947	66.8
2	税理士・公認会計士	1,569	53.8
3	中小企業診断士	114	3.9
4	弁護士	176	6.0
5	商工会・商工会議所	222	7.6
6	その他	180	6.2
	全体	2,916	100.0



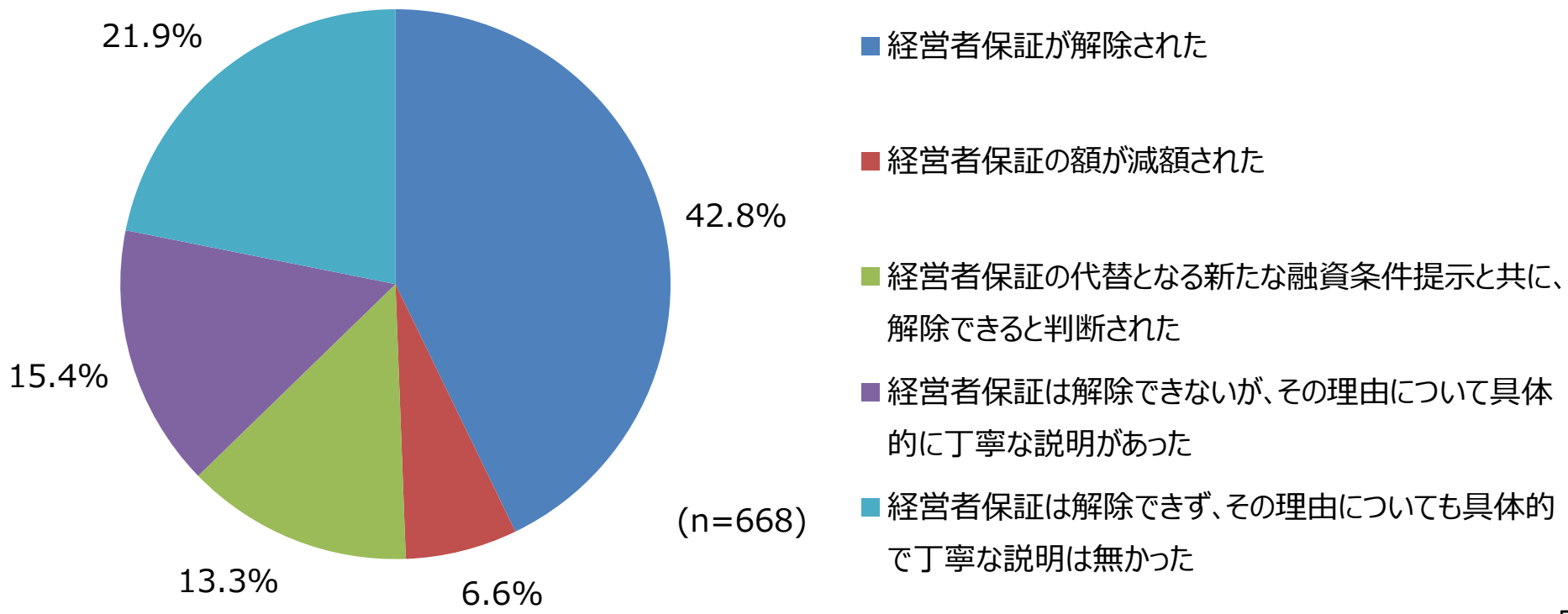
問13 金融機関への経営者保証の解除申し出・相談の実績について (SA)

	回答結果	n	%
1	金融機関から打診があり、申し出・相談を行った	183	6.0
2	当社から金融機関に対して、申し出・相談を行った	516	17.0
3	金融機関から打診があったが、申し出・相談を行っていない	76	2.5
4	金融機関から打診はなく、申し出・相談も行っていない	2,261	74.5
	全体	3,036	100.0



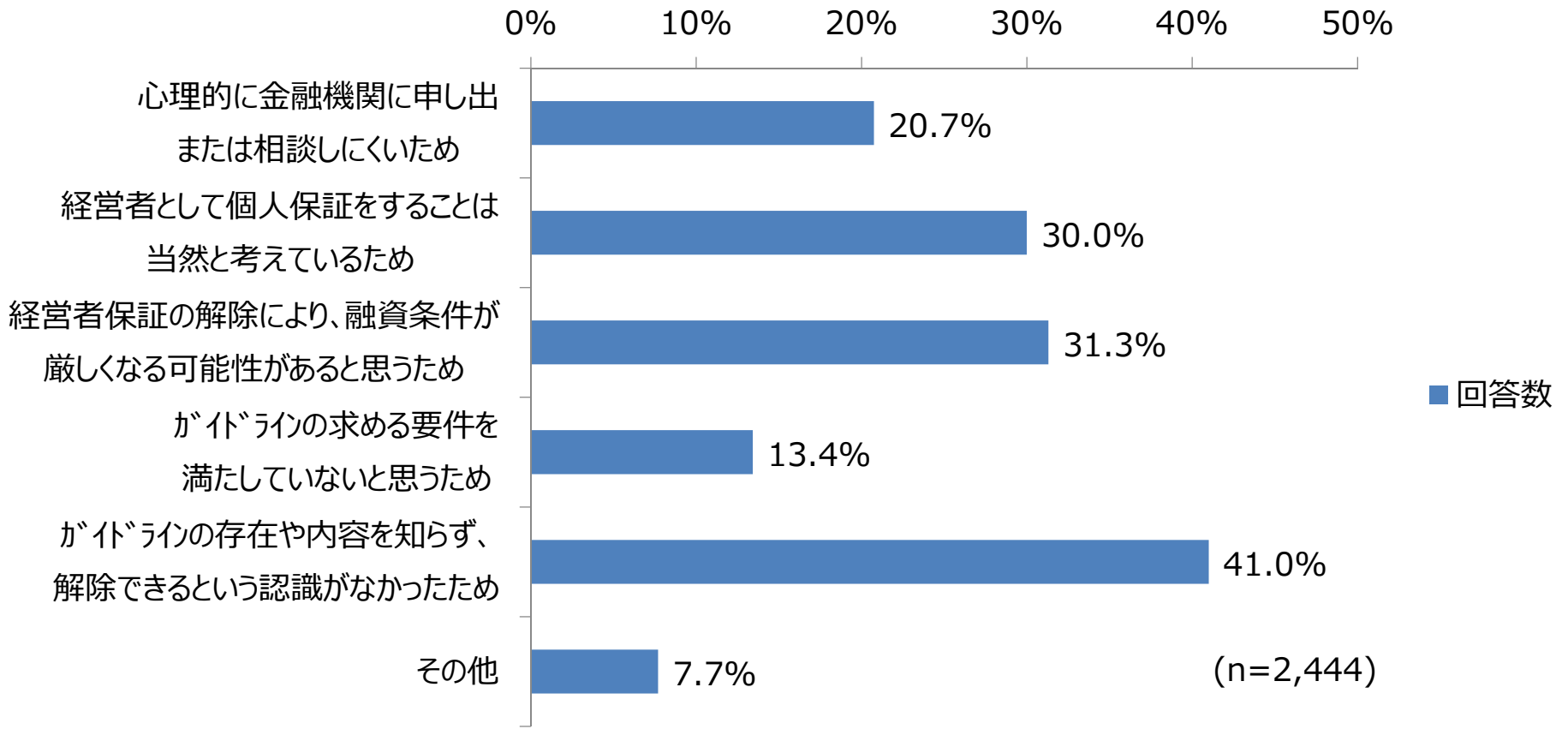
問14 金融機関への相談を行った結果について (SA)

	回答結果	n	%
1	経営者保証が解除された	286	42.8
2	経営者保証の額が減額された	44	6.6
3	経営者保証の代替となる新たな融資条件提示と共に、解除できると判断された	89	13.3
4	経営者保証は解除できないが、その理由について具体的に丁寧な説明があった	103	15.4
5	経営者保証は解除できず、その理由についても具体的で丁寧な説明は無かった	146	21.9
	全体	668	100.0



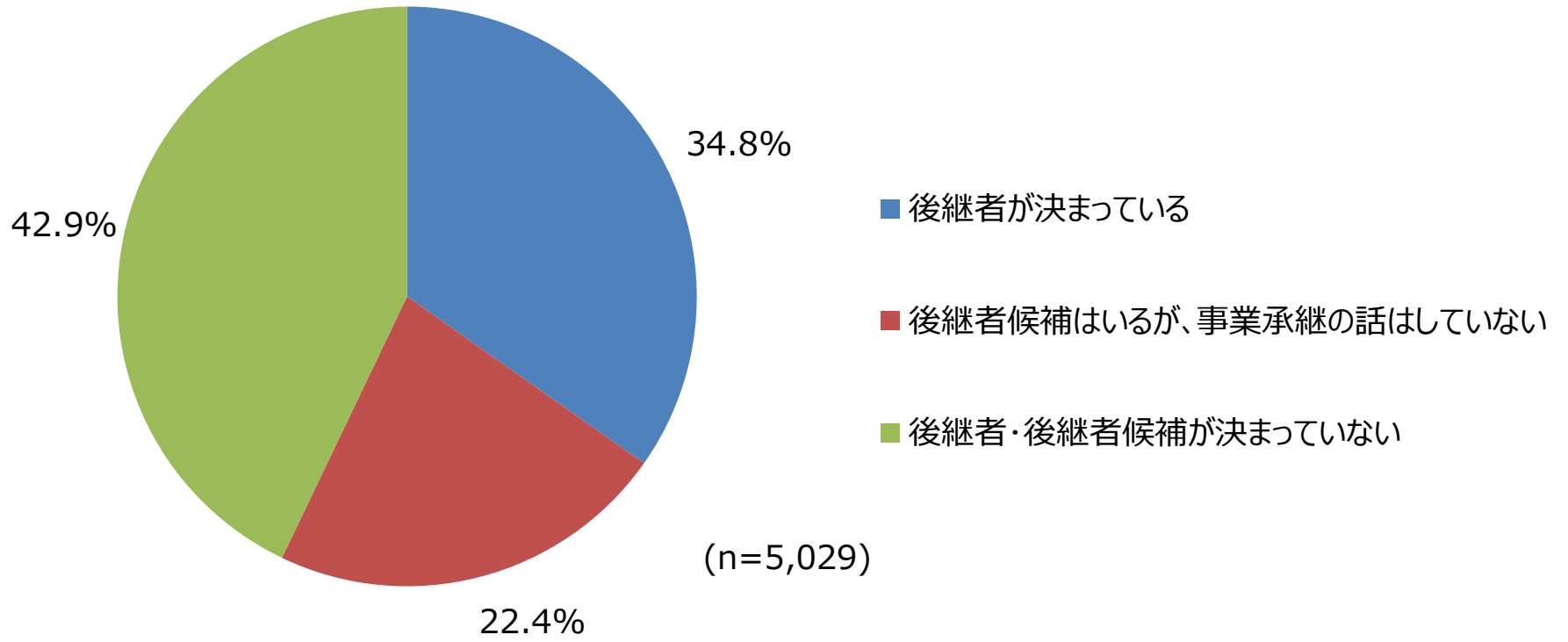
問16 経営者保証の解除意向が無い理由について (MA)

	回答結果	n	%
1	心理的に金融機関に申し出または相談しにくい	507	20.7
2	経営者として個人保証をすることは当然と考えている	733	30.0
3	経営者保証の解除により、融資条件が厳しくなる可能性があると思う	765	31.3
4	がトラインの求める要件を満たしていないと思う	328	13.4
5	がトラインの存在や内容を知らず、解除できるという認識がなかった	1,002	41.0
6	その他	188	7.7
	全体	2,444	100.0



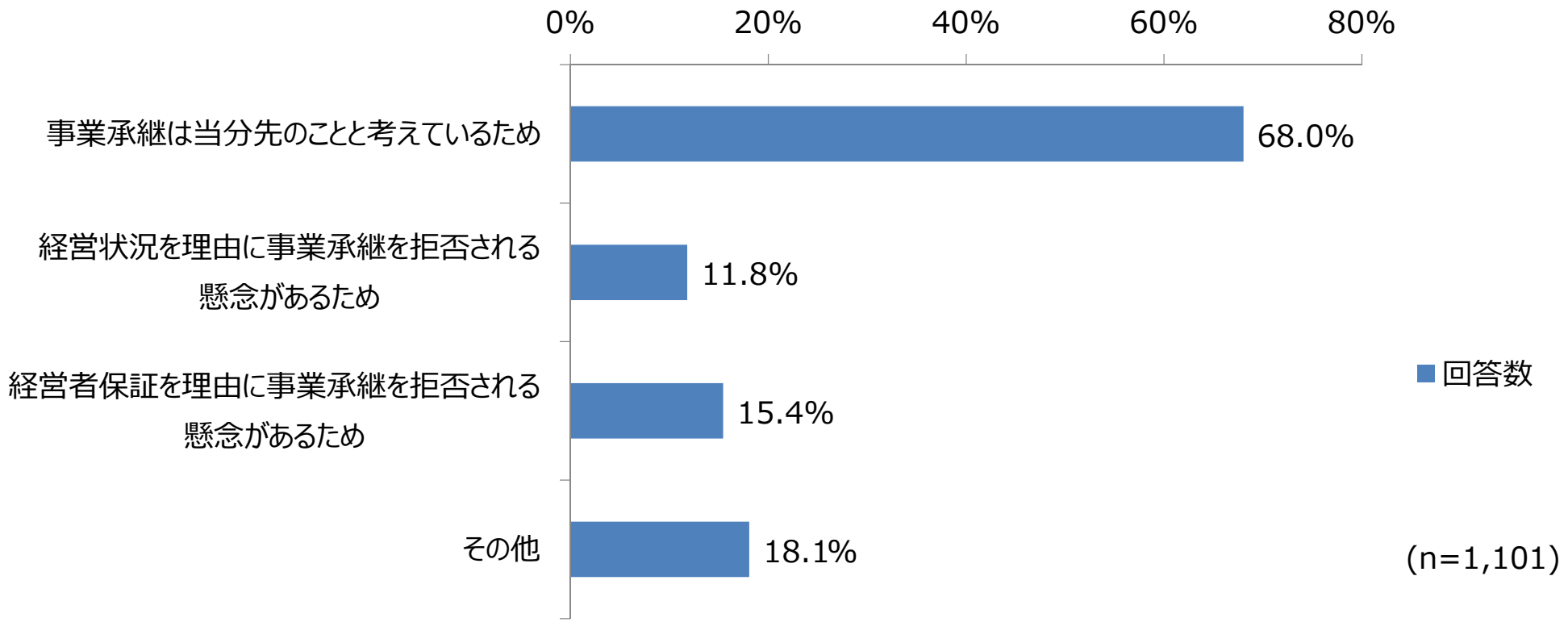
問18 後継者・後継者候補の有無について (SA)

	回答結果	n	%
1	後継者が決まっている	1,748	34.8
2	後継者候補はいるが、事業承継の話はしていない	1,124	22.4
3	後継者・後継者候補が決まっていない	2,157	42.9
	全体	5,029	100.0



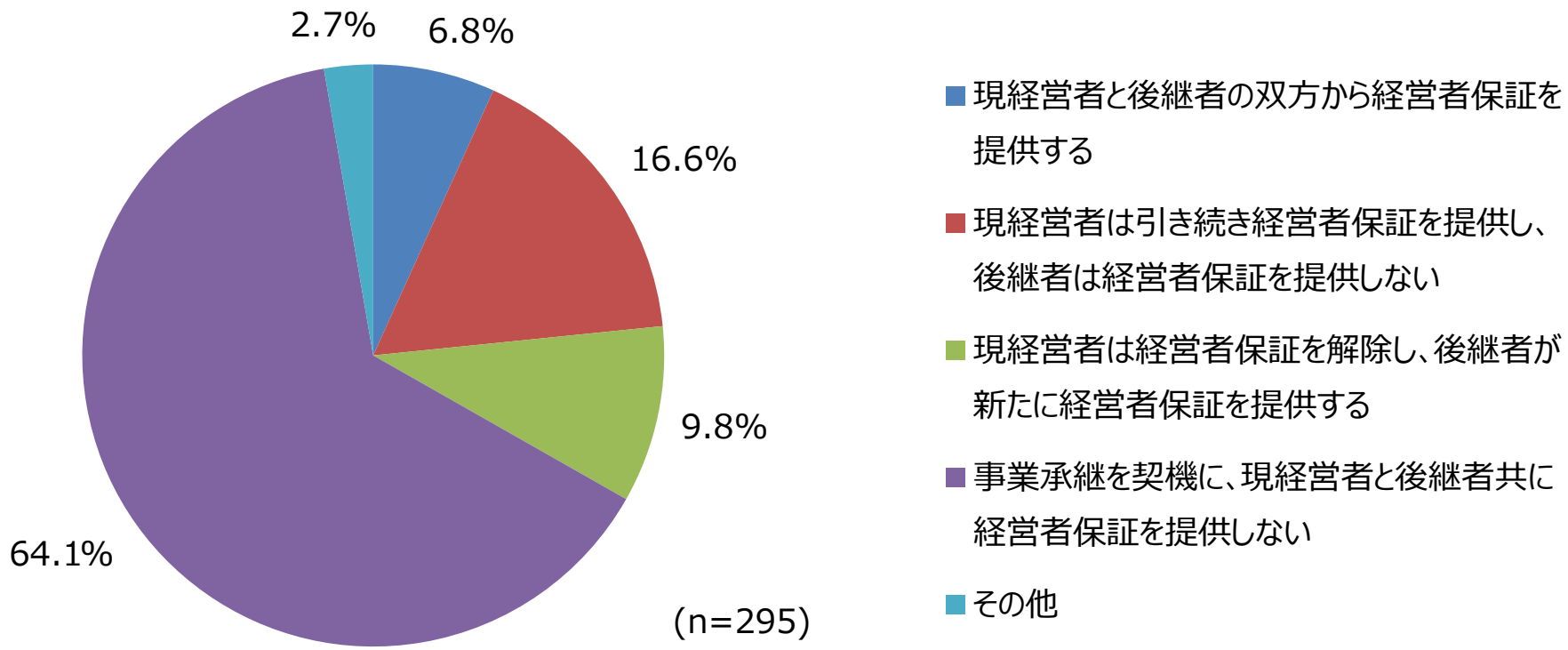
問20 後継者候補に事業承継の話をしていない理由について (MA)

	回答結果	n	%
1	事業承継は当分先のことと考えているため	749	68.0
2	経営状況を理由に事業承継を拒否される懸念があるため	130	11.8
3	経営者保証を理由に事業承継を拒否される懸念があるため	170	15.4
4	その他	199	18.1
	全体	1,101	100.0



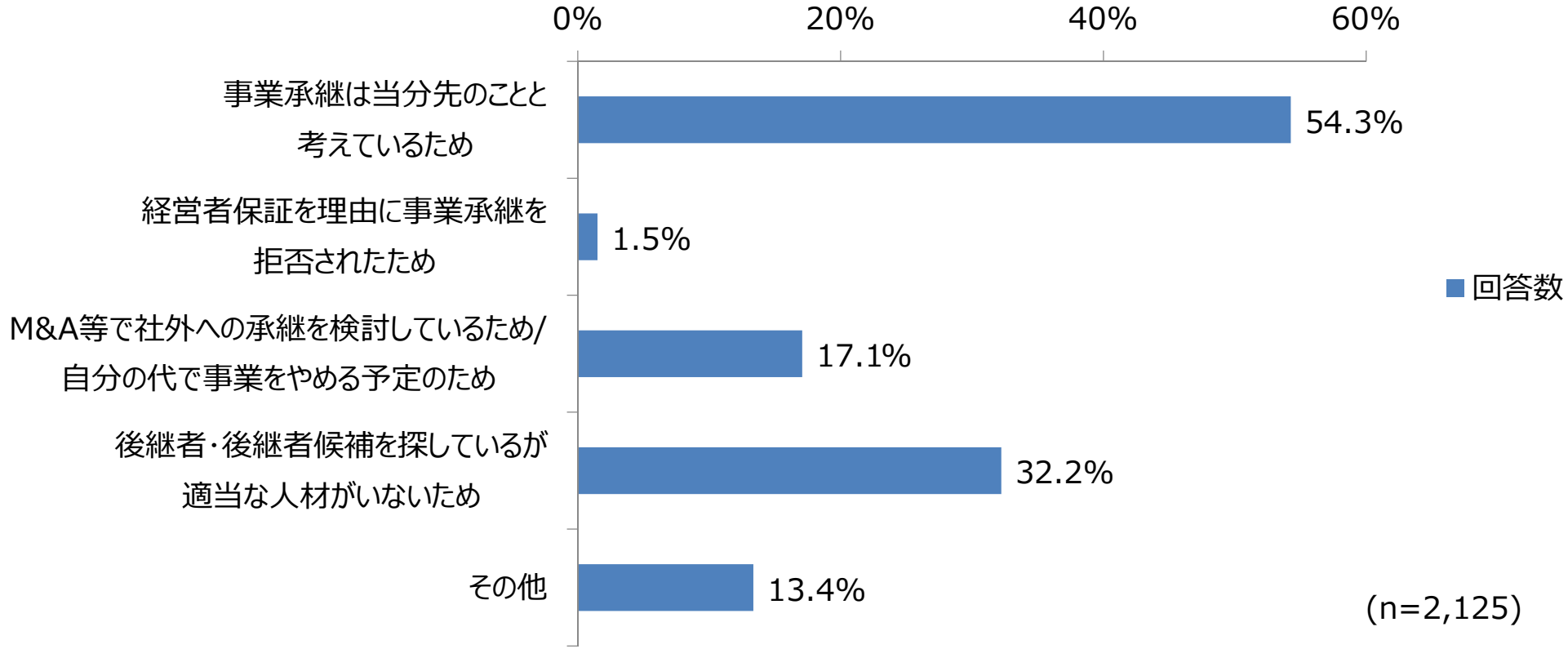
問21 事業承継にあたって適当と考える経営者保証のあり方について (SA)

	回答結果	n	%
1	現経営者と後継者の双方から経営者保証を提供する	20	6.8
2	現経営者は引き続き経営者保証を提供し、後継者は経営者保証を提供しない	49	16.6
3	現経営者は経営者保証を解除し、後継者が新たに経営者保証を提供する	29	9.8
4	事業承継を契機に、現経営者と後継者共に経営者保証を提供しない	189	64.1
5	その他	8	2.7
	全体	295	100.0



問23 後継者・後継者候補が決まっていない理由について (MA)

	回答結果	n	%
1	事業承継は当分先のことと考えているため	1,153	54.3
2	経営者保証を理由に事業承継を拒否されたため	32	1.5
3	M&A等で社外への承継を検討しているため/自分の代で事業をやめる予定のため	363	17.1
4	後継者・後継者候補を探しているが適切な人材がないため	685	32.2
5	その他	284	13.4
	全体	2,125	100.0



2. アンケート票

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況アンケート



■質問の内容は「1.経営者保証に関するガイドライン(Ⅱ.事業承継について)」の2種類であり、問1から問24までございます。
回答方法は枠内の回答欄のなかから当てはまる番号に○をつけるものと、ご意見等を自由に記述いただくものがございます。

■お手数をおかけしますが、回答者様の所属・お名前をご記入ください。名刺の添付でも結構です。

企業名			
回答者 役職		回答者 氏名	
電話番号		メールアドレス	

ご回答いただいた内容について教えていただくために、電話でヒアリングをさせていただく場合がございます。
お忙しいところお手数をおかけいたしますが、その際は差し支えない範囲内で結構でございますので、
ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

I. 経営者保証に関するガイドラインについて

問1 「経営者保証に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)を知っていますか。【単一回答】

1. 知っている	2. 聞いたことはある	3. 知らない、聞いたことがない (→問4へ)
----------	-------------	-------------------------

問1で「1. 知っている」/「2. 聞いたことはある」を選択した方にのみ表示

問2 ガイドラインについてどこで知りましたか。または見聞きましたか。【複数回答可】

1. 金融機関からの説明	2. 商工会・商工会議所からの説明
3. 会計士・弁護士などの専門家からの説明	4. インターネット、SNS、メルマガ
5. 新聞、雑誌等の掲載記事	6. 直接による広報 (HP、パンフレット等)
7. その他 (具体的に)	

問3 ガイドラインに定められている経営者保証を解除するための具体的な以下の要件についてご存知ですか。
また、ガイドラインの要件を満たすための取組を実施していますか。

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

(法人の業務、経理、資産所有等に関して、法人と経営者の関係を明確に区分・分離、法人と経営者間の資金のやりとり (役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等) を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制整備など、法人個人の一括性の解消に努めること。)

認知状況【単一回答】	1. 知っている	2. 知らない
取組状況【単一回答】	1. 取り組んでいる	2. 取り組んでいない
具体的な取組内容 【自由記述】	例) 役員への貸付金を毎月一定額返済している。等	

② 財務基盤の強化

(経営者保証に付する事業資金を円滑に調達するために、財務体質・経営成績の改善による返済能力の向上を図り、借入力を強化すること。)

認知状況【単一回答】	1. 知っている	2. 知らない
取組状況【単一回答】	1. 取り組んでいる	2. 取り組んでいない
具体的な取組内容 【自由記述】	例) 取引先への貸付管理を行い、赤字だった取引先との条件見直し交渉を進めている。等	

③ 適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

(負債負債の状況 (経営者のものを含む)、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等について金融機関から情報開示の要請があった場合、正確かつ丁寧に債権者の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保すること。)

認知状況【単一回答】	1. 知っている	2. 知らない
取組状況【単一回答】	1. 取り組んでいる	2. 取り組んでいない
具体的な取組内容 【自由記述】	例) 月次試算表を作成し、金融機関に提出している。等	

全ての方にのみ表示

問4 貴社とメインバンクの融資担当者の接触頻度はどの程度ですか。【単一回答】

1. 月2回以上	2. 月1回	3. 2-3ヶ月に1回
4. 半年に1回	5. 1年に1回	6. その他 (具体的に)

全ての方にのみ表示

問5 会社の借入について、経営者の個人保証 (以下、経営者保証) を提供していますか。【単一回答】

1. すべての借入に提供している	2. 一部の借入に提供している
3. すべての借入に提供していない (→問17へ)	4. 金融機関からの借入はない (→問17へ)

問5で「1. すべての借入に提供している」/「2. 一部の借入に提供している」を選択した方にのみ表示

問6 金融機関からガイドラインの内容について説明を受けましたか。【単一回答】

1. 受けた	2. 受けていない (→問11へ)
--------	-------------------

問6で「1. 受けた」を選択した方にのみ表示

問7 金融機関から受けた説明はどのような方法でしたか。

説明を受けたタイミング	説明を受けた方法		
① 新規借入時	1. 口頭説明のみ	2. 資料配布のみ	3. 資料配布と口頭説明の両方
② 新規借入更新時	1. 口頭説明のみ	2. 資料配布のみ	3. 資料配布と口頭説明の両方
③ 有証券の期限到来などによる見直し時	1. 口頭説明のみ	2. 資料配布のみ	3. 資料配布と口頭説明の両方
④ 事業承継時	1. 口頭説明のみ	2. 資料配布のみ	3. 資料配布と口頭説明の両方

問8 金融機関からガイドラインについて説明を受けた際 (きっかけ) は何ですか。【単一回答】

1. 金融機関から当社に届いた	2. 当社から金融機関に説明を依頼した
-----------------	---------------------

問9 金融機関からの説明に納得できましたか。【単一回答】

1. 納得できた (→問11へ)	2. 納得できなかった
------------------	-------------

問9で「2. 納得できなかった」を選択した方にのみ表示

問10 金融機関からの説明の内容、どの点が納得できなかったか教えてください。【自由記述】

【複数にも回答がござります】

2. アンケート票

題5で「1. すべての借入に提供している」「2. 一部の借入に提供している」を選択した方に列します。

問11 経営者保証に関する今後の意向について、該当するものをお教えください。【単一回答】

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1. 既存借入の経営者保証を解除したい | 2. 今後の借入は経営者保証無しで実施したい |
| 3. 既存借入と今後の借入の両方の経営者保証を無しにしたい | 4. 経営者保証を解除する意向は無い【問11 6へ】 |

問11で「1. 既存借入の経営者保証を解除したい」「2. 今後の借入は経営者保証無しで実施したい」
「3. 既存借入と今後の借入の両方の経営者保証を無しにしたい」を選択した方に列します。

問12 経営者保証の提供や解除の検討にあたり、相談した（または相談したい）相手を教えてください。【複数回答可】

- | | | |
|---------|--------------|---------------|
| 1. 金融機関 | 2. 税理士・公認会計士 | 3. 中小企業診断士 |
| 4. 弁護士 | 5. 商工会・商工会議所 | 6. その他（具体的に：） |

問13 金融機関に対し、経営者保証の解除申し出または相談を行ったことはありますか。【単一回答】

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| 1. 金融機関から打診があり、申し出・相談を行った | 2. 貴社から金融機関に対して、申し出・相談を行った |
| 3. 金融機関から打診があったが、申し出・相談を行っていない | 4. 金融機関から打診はなく、申し出・相談を行っていない |

問13で「1. 金融機関から打診があり、申し出・相談を行った」と、貴社から金融機関に対して、申し出・相談を行ったを選択した方に列します。

問14 金融機関に申し出・相談を行った結果を教えてください。【単一回答】

- | |
|--|
| 1. 経営者保証が解除された（または今後解除される予定） |
| 2. 経営者保証の額が減額された（または今後減額される予定） |
| 3. 経営者保証の代替となる新たな融資条件提示と共に、経営者保証を解除できる（可能性があると判断された） |
| 4. 経営者保証は解除できないが、その理由について具体的に丁寧な説明があった |
| 5. 経営者保証は解除できず、その理由についても簡体的丁寧な説明はなかった |

問14で「4. 経営者保証は解除できないが、その理由について具体的に丁寧な説明があった」を選択した方に列します。

問15 その理由について、具体的にどのような説明があったかを教えてください。【自由記載】

例) 会社と個人の資産・経理の分離が不十分、財務内容・業績が不十分、情報開示不足、銀行が経営者保証を解除しないため、等

問11で「4. 経営者保証を解除する意向は無い」とは、

問13で「3. 金融機関から打診があったが、申し出・相談を行っていない」「4. 金融機関から打診はなく、申し出・相談も行っていない」を選択した方に列します。

問16 経営者保証の解除意向がない理由を教えてください。【複数回答可】

- | |
|---|
| 1. 心情的に金融機関に申し出または相談しないため（友好的な関係を築いたくない、心配を懸念しているなど） |
| 2. 経営者として個人保証をすることは当然と考えられているため |
| 3. 経営者保証の解除により、金利の上昇や融資の減額、融資期間の短縮など融資条件が厳しくなる可能性があると思つため |
| 4. ガイダンスの求める要件を満たしていないと思つため（法人と経営者の分離、財務情報の強化、適時適切な情報開示） |
| 5. ガイダンスの存在や内容を知らず、経営者保証が解除できるという認識がなかったため |
| 6. その他（具体的に：） |

問17 貴社（貴組）は、経営者保証をどのように考えていますか、具体的に教えてください。【自由記載】

例) 経営者保証は重荷になっており、経営責任が非常に重く感じている。無段階経営者保証を考えたことがなく、特段負担として感じることはない。等

II. 事業承継について

問18 貴社に後継者は決まっていますか。【単一回答】

- | | | |
|---------------|----------------------------|----------------------|
| 1. 後継者が決まっている | 2. 後継者候補はあるが、事業承継の話しはしていない | 3. 後継者・後継者候補が決まっていない |
|---------------|----------------------------|----------------------|

問18で「1. 後継者が決まっている」を選択した方に列します。

問19 後継者を探すうえで苦労した点を教えてください。【自由記載】

--

問18で「2. 後継者候補はあるが、事業承継の話しはしていない」を選択した方に列します。

問20 後継者候補に事業承継の話しをしていない理由を教えてください。【複数回答可】

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1. 事業承継は自分先のことと考えているため | 2. 経営状況を理由に事業承継を拒否される懸念があるため |
| 3. 経営者保証を理由に事業承継を拒否される懸念があるため | 4. その他（具体的に：） |

問20で「3. 経営者保証を理由に事業承継を拒否される懸念があるため」を選択した方に列します。

問21 事業承継にあたって、該当と考える経営者保証のあり方を教えてください。【単一回答】

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 現経営者と後継者の両方から経営者保証を提供する |
| 2. 現経営者は引き続き経営者保証を提供し、後継者は経営者保証を提供しない |
| 3. 現経営者は経営者保証を解除し、後継者が新たに経営者保証を提供する |
| 4. 事業承継を早急に、現経営者と後継者共に経営者保証を提供しない |
| 5. その他（具体的に：） |

問22 問21のご回答を実現するにあたって、障害となる要素について教えてください。【自由記載】

--

問18で「3. 後継者・後継者候補が決まっていない」を選択した方に列します。

問23 後継者・後継者候補が決まっていない理由を教えてください。【複数回答可】

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 1. 事業承継は自分先のことと考えているため | 2. 経営者保証を理由に事業承継を拒否されたため |
| 3. M&A などによる社外への承継を検討しているため | 4. 後継者・後継者候補を探しているが適当な人材がいなかったため |
| 5. その他（具体的に：） | 自分の代で事業をやめる予定のため |

問24 後継者・後継者候補を探しているが適当な人材がいらないため」を選択した方に列します。

問24 後継者を探すうえで苦労している（しそうな）点は何ですか、また支援が必要な場合、政府に求める支援はありますか。【自由記載】

【苦労している点】
【政府に求める支援】

アンケートは以上です、ご協力ありがとうございました。

お千歳ですが、本アンケート用紙を **1月31日（木）** までに同封の返信封筒にてご返信をお願い申し上げます。